

平成27年第4回東大和市議会定例会会議録第26号

平成27年12月3日（木曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（3名）

事務局長 関田新一君  
主任 櫻井直子君

議事係長 尾崎潔君

出席説明員（27名）

市長 尾崎保夫君  
教育長 真如昌美君  
総務部長 北田和雄君  
子ども生活部長 榎本豊君  
福祉部参事 尾崎淑人君  
都市建設部長 内藤峰雄君  
学校教育部参事 岡田博史君  
秘書広報課長 鈴木尚君  
保育課長 宮鍋和志君  
障害福祉課長 小川則之君

副市長 小島昇公君  
企画財政部長 並木俊則君  
市民部長 広沢光政君  
福祉部長 吉沢寿子君  
環境部長 田口茂夫君  
学校教育部長 阿部晴彦君  
社会教育部長 小俣学君  
市民部副参事 小川泉君  
生活福祉課長 東栄一君  
健康課長 志村明子君

環境課長 関田孝志君  
都市計画課長 神山尚君  
学校教育課長 岩本尚史君  
中央公民館長 尾又恵子君

ごみ対策課長 松本幹男君  
建築課長 中橋健君  
社会教育課長 村上敏彰君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 中野志乃夫君

○22番（中野志乃夫君） 昨日に引き続き、玉川上水を世界遺産にする、この運動への参加ということでお聞きしたいと思います。

昨日の答弁の中で、ことしの5月にシンポジウムがあったということで、来年もまたシンポジウムを予定されてるようなんですけども、それはまだ、具体化してるんでしょうか。具体的にそういう案内がまだ来てるか来てないか、その辺ちょっとわかったら教えてください。

○社会教育課長（村上敏彰君） 本年8月に環境団体の方が当市にいらっしゃった際のいただきました「玉川上水・分水網を世界遺産・未来遺産へ」のシンポジウムのまとめという資料の中では、第2回のシンポジウムを来年の6月に開催をいたしまして、その中では分水網群の設定とか、分水網群の活動あるいは連絡会の設立とか、そういうようなものを予定してるという資料、資料上ですが、そういうようなものをいただいております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。

具体的なところはまだこれからのようですけれども、ただ分水も含めて、いろいろ世界遺産の中で位置づけて、働きをしようということなので、当市としても、ぜひとも積極的に呼びかけに応じて参加していただきたいと思っております。

それで、ちょっと昨日、私も東京都の近隣の例といいますかね、地方の都市ほど一生懸命、世界遺産についての働きかけをしてるってことで述べましたけども、ちょっと私も、たまたまもう一度ちょっと検索かけてみたら、考えてみたら今、国立西洋美術館を世界遺産へということで、積極的な動きがあるのをちょっと気づきました。上野の国立西洋美術館のところへ行けば、西洋美術館を世界遺産にという大きな横断幕とか旗もいっぱい張ってあって、積極的に活動してるのがよくわかるんですけども、それをやってるのが、実際は台東区なんです。台東区自身が、そのためにそういう準備室っていいですかね、世界遺産登録推進室というのを設けて、そこで積極的にやっております。つまり言い方も、今、東京で初めての世界文化遺産を目指すという言い方ですよ。実際、東京都に関しては、自然の文化遺産は既に小笠原諸島がもう登録されておりますから、世界遺産ということでは既にあるんですけども、文化的な意味でのものとしてはまだないものですから、とりわけ台東区は今そういう形で東京での最初の世界文化遺産ということで動いているのが確認できました。

これ西洋、実は近代美術館ですけども、実際はなぜ世界遺産化を目指してるかというのと、建築をしたのがル・コルビュジエというスイス出身の有名な建築家ですけども、この彼のつくったそういった建築物が世界各地にありますけども、それらをトータルで世界遺産化しようという動きがあります。それで実際いろんな、国内でもいろんな各団体が、いろいろ自治体も含めて世界遺産化を求めている中で、大半が見送りという中で、どうも国立西洋美術館に関しては、来年度、確実に登録される見込みだという具体的な話も出ております。

興味深いのは、この国立西洋美術館自身が建設されたのが1957年です。ですから、戦後なんですよ。今まで国内でも世界遺産化で、一番古くても明治、大正にかかるかどうかぐらいのものしか世界遺産化されておられません。原爆ドームも、破壊されたあの形とはいえ、つくられたのは大正時代ですから、その意味じゃ古い建物です。その中で、言ってみれば世界遺産化するためには、国内の法律上、文化財登録してなければならないという観点から、必ず世界遺産化するには、その建物を国内法で文化財登録しなくちゃならないという動きも絡んでますから、そうなるという面、国立西洋美術館が世界遺産化されるに当たっては、戦後の建物が明確に文化財登録されるという形の一つの契機になると思ってます。

なぜそういうことを言うかという、これはちょっと多少話は飛躍するかもしれませんが、うちの戦災変電所も、東大和市にあるあの貴重な建物も、建物としては戦前とはいえ昭和の建物です。昭和13年につくられておりますから、戦前とはいえ昭和の建物で、昭和の建物自身が文化財登録されるというのは、なかなか現状では、国内法ではほとんどない現状があります。そういった中で、新しくそういったものが文化財登録されることが、いろいろ広がりを持ってくると思ってます。

あわせて言えば、いきなりうちの戦災変電所がそこまでいくかどうか、世界遺産云々は別にしても、国の文化財登録できるかといういろんな点でも興味深いんですけども、もともと東大和の市史の資料編にも書いてあるとおり、東大和市に旧瓦斯電ができて、やってきて南街のまちづくりを行うと。そうした歴史の中で、ドイツのジードルングというそういったまちづくりの手法を取り入れてつくったのが、南街の起源になるんですね。

私も当初は、ドイツ、戦前の話ですし、ちょうど昭和13年ですから戦争中の話なんで、当然それはナチスドイツがそういった職住接近の住宅政策を打ち出してつくった一環かとちょっと勘違いしてました。よくよく調べてみたら、ちょうどナチスが台頭する前のドイツのワイマール共和国時代ですね、当時、世界最高水準だと言われたワイマール憲法下でのドイツの時代につくられたジードルングというのが、そのときの発想がジードルングで職住接近で理想的な工業都市づくり、まちづくりを行うという運動で、そのドイツのジードルングのその動きに参加してたのが、このル・コルビュジエでもあるんですね。ル・コルビュジエが、その当時、参加してた。また、あとブルーノ・タウトとか、後に日本に亡命といいますか、やって来る有名な建築家もおりますけれども、その彼なんかジードルングにかかわってた。その人たちが、この言ってみれば戦災変電所の南街のまちづくりにかかわってたことをあわせていくと、いろんな意味で興味深い点が多くあると思っております。

つまり、私の今回、言いたいのは、そういった意味では、玉川上水・分水、こういった世界遺産化を目指すということで、ぜひともいろいろな角度から、玉川上水の成り立ちはもちろんですけども、分水である野火止用水がどういう経過でつくられたかなども含めて、やはり担当課で十分、調査研究をして、かかわってほしい。とりわけ野火止用水に関しては、ある面、この東大和市が起点でありますから、最初の出発点ですから、それも含めて検討していくと、それも東大和市をPRするといいますかね、東大和市が非常に注目すべき文化遺産を持っていると、そういった大きな手がかりになると思ってるわけです。その意味でも、ぜひともこういった玉川上水、野火止用水、戦災変電所も触れましたけども、それらをひっくるめて積極的に市が調査研究をして、これはもしかしたら文化遺産の可能性があるんじゃないか含めて、そういったところを研究していただきたいと思っておりますけども、担当のほうはどうお考えでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） ただいま玉川上水、そして野火止用水の世界遺産へというようなお話で、るるお話いただいたところでございますけども、確かに議員の言われるように、この玉川上水、野火止用水が世界

遺産になれば、当然、東大和市のPRにもなるのは間違いないと思います。既に玉川上水は国の史跡になってございます。そういう中で、まだまだ東大和市は、今、東京都にも相談をしておりますが、変電所のほうの東京都の文化財へならないかという願いも今年度してきてございます。そういう中で、変電所のほうも、今後、動いていかなきゃいけないという、そういうふうに担当のほうでは思っているわけでございます。

玉川上水と分水網を世界遺産・未来遺産への準備会ということで、昨日、御紹介さしていただいたわけですが、これらの準備会では来年6月に第2回のシンポジウムをやりますよといって紹介もいただいております。そういう中では、まだまだ現状では具体的になっていない部分もございますので、昨日と答弁が重なる部分ございますが、今後、近隣市と連携をとる中で適切な対応を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

**○22番（中野志乃夫君）** 今回、こういう質問をさせていただいたのは初めてですけども、今後、具体的な動きがある話なので、積極的な関与をしていただきたいことを要望して、この質問は終わりにさせていただきます。

次に、障害者活動の幅広い支援ということでの質問であります。

障害者の芸術活動に関する関心が高まっているということであることは、市長答弁からも言われてるとおりであると思っております。それで、たまたま立川市で、最近、伊勢丹で障害者のそうした芸術活動といいますかね、そういう作品展が行われて大変大好評だったという新聞報道がありました。さらに新聞報道では、立川市の市長さんが積極的にそうしたほうに力を入れていくという表明までされてるような記事も載っております。これに関しては、当市の市長もいろいろ関心が高いんじゃないかと思っておりますし、積極的にこういう方面でもかかわっていただきたいし、何らかのことで取り組んでいただきたいと思うんですけども、これは例えばどこが担当するかとか、そういうことも含めてなんですけども、これはまだそういうことの、もしこれを具体的にやる、かかわるとなると、どういう検討をするとか、そういうところはまだ話はいってないのかもしれないけども、実際こういった取り組みを行うとすると、変な話どこが担当してやる形になるのか、そういう検討をされてるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**○福祉部長（吉沢寿子君）** 障害者の方などの芸術活動につきましては、まず市におきましては検討ということはおしておりません。またどこが担当するかというお話でございますが、検討しておりませんので、どこが担当するというのも検討はしてないという状況でございます。

10月14日から18日に立川の伊勢丹で行われたアール・ブリュット立川という展覧会につきましては、立川市では地元企業の協賛を得て行ったということで、これは障害のある方たちとか、その保護者の方たちが中心となって実行委員会を立ち上げて、立川市内の各作業所や施設の方などが、作品を集めて開催にこぎつけたというようなことで聞いております。

もともと立川市は、アートの街立川ということで、市長が積極的にいろいろ活動して、文化、芸術の活動の支援という形で行っていたということでの、その一環として、市も共催をして、今回この障害者の芸術活動ということの側面的な支援を行ったということでございます。立川市の所管は、まだ立川市も決まっていないということですが、こちらのほうで確認をしたところによると、地域文化課というところが所管をする予定だということでございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) わかりました。

今回こういう形で質問するのも初めてですし、担当も特にどうするというのも、まだ決めてないようなので、ただいづれにしても東京都の舛添都知事自身が、積極的にこういう障害者の芸術活動に力を入れて本格的な支援を始めると言っております。それは、それこそ東京オリンピックに向けた活動の一環でもあるようですけども、ぜひとも東大和市も市内で多くの作業所、障害者の人たちの施設もあります。また、総合福祉センターも間もなく――来年ですね、完成する予定でもありますし、いろんな意味で障害者施策が求められる、問われてくるのとあわせて、それだけじゃなくて文化的な意味でも、これ社会教育になるのか、ちょっと観光のほうを取り扱うのかよくわかりませんが、いづれにしてもそういった面での支援をすることによって、やはり東大和市ですね、そういった意味でも障害者施策、文化的なところの点でも活発に行っている、そういう姿勢を持っているということはPRしていただきたいと思っております。

今回は、この程度で、この点は終わりにしたいと思います。

次に、車椅子の利用者向けのトイレマップの問題です。

これは障害者だけに限らず、高齢者も車椅子で移動する必要性のある方が大変多くなっています。市内でも、そういった方々をあちこちで見かけるようなことが多いでしょう、今日ですので、以前はそういうものがあつたのに、ちょっと今ないままできてるので、ぜひともこれは市のほうでも積極的に取り組んでいただきたいし、何らかの形で進めてることが、市民含め、一緒に協働でできることではないかと思うんですけども、ちょっとこの辺、最初の答弁では余り積極的にかかわるような感じを受けられませんでしたけども、どうなんでしょう、この辺は検討する課題ではないかと思っておりますけども、御見解をお願いします。

○福祉部長(吉沢寿子君) ただいま議員からお話いただいた車椅子トイレマップにつきましては、公民館の活動として、昭和61年度と平成10年度に講座の学習のまとめというような形で作成をしたということで、これは講座の参加者の方が、学習の一環として車椅子トイレの調査を行って、その成果としてのマップづくりを行ったということでございます。現在、市のほう、障害福祉課のほうには、特段マップづくりというような御要望というのは寄せられてないところでございますが、昨年、実施いたしました障害者計画策定のためのアンケート調査の中では、市内の医療機関とか歯科医療機関のいわゆるバリアフリーの情報が知りたいといったような御意見は寄せられてるところでございます。障害に限らず、高齢の方なども、これからますますふえていくというようなことは、十分そういう状況でありますので、そういった形の車椅子マップのみならず、いわゆるバリアフリーというようなことでのどういう施設があるかということは、市民の方、やはり知っていただくということは必要ではないかというようなことは考えてるところでございます。ただ、その方法として、市が中心となってやっていくべきものなのか、それともそうではない事業者の皆様などとも、いろいろと調整しながらそういったところをつくっていくのかという、その方式等もいろいろあろうかというふうには考えてるところでございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) 確かにおっしゃるとおり公民館講座の一環でというのは、私もそういう記憶をしております。昭和61年のときは、私もかかわった記憶があるんですけども、その後も新たにそういったものができたということでありますから、単純に言うと、例えばこれは引き続き公民館で、こういう企画とか、そういう予定はあるのかとか、そういう引き続きつて、2回ですね、そういうことをやってるんで、今後もそういう検討があるのかどうか、ちょっとその点はどうなんでしょう。

○中央公民館長（尾又恵子君） 公民館としては、現在そのような講座につきまして検討に入っておりませんが、予定は現在ないという形になっております。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） そうすると、これまた市民からの、直接、障害担当なり高齢担当のほうかな——のほうに話はいってないようですが、その当事者からは当然、ぜひ欲しいという声は私も聞いております。やっぱり実際は、当事者の車椅子で外をしょっちゅう移動する人たちは、事前に自分で調べて、ここは緊急のとき入れるトイレの場所だ、ここだったら大丈夫だとかいうのを、当然、自分で探して行ってる人が大半なので、どうしてもすぐつくってほしいというよりは、もう自分でやってるんですね。ただ、私が思うに、これからそういった車椅子生活を送るとか、まだ東大和市に来て間もなく、いろいろわからない人も多いのも現状ですから、やっぱりないよりはあったほうがいいのかというのは当然の話であるし、多額の費用をかけてつくる必要もないと思ってます。公民館の講座のときは、本当に公民館の印刷機でマップをつくって、それを公民館に置くなり、市に置くなりして、それも大変好評だったと思ってます。ですから、まさにそれも市民と一緒に協働でつくる、当事者の人たちと協働してつくるという意味合いでも、私はやる価値があると思っておりますけれども、先ほどの話だとバリアフリーのマップということも必要性があるということですから、これはやっぱり具体的に各担当とあわせて検討すべきではないかと思っておりますけれども、どうなのでしょう。この辺は、どなたか。市長自身、もしお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） 今、車椅子ということでお話があったわけですが、私自身、障害のある方も、ない方もということで、基本的にはバリアフリーとかユニバーサルデザインというのは、障害のある方が、その障害を克服というか、カバーできるような状況にして、障害のない方と同じ土俵に上がれるようにするという基本的な考え方があるのかなというふうには思っております。

今回の今の車椅子の関係につきましても、障害ということだけを考えると、今言ったように障害関係の講座、どうのこうのというふうな話がありますけれども、私ども東大和市として、うまべも一生懸命活躍するように、観光ということについても力を入れてこうしてるわけですが、そういった意味で、車椅子の方が東大和に来て、いろんなところを見ていただいたり知っていただくという、そういうところ、方面から考えるならば観光マップというのがあるわけですから、あるいはいろんなところでいろんな地図をつくったりはしているわけですが、一度こういう状況に、今、東大和市の車椅子を使えるトイレというのがありますよというのがきちっと押さえることができれば、そのデータをいろんなところに使う、落とし込めばいいだけということになりますので、観光マップ等、毎年のように一生懸命つくって、好評な中にあるわけなので、そういうところでデータが集められれば、そういうところに落としていくことによって、大勢の方が東大和に来ていただく、観光という意味で障害のある方がおいでになれる、そんな形を目指していければというふうには思ってます。とりあえずそのデータというか、どんな形で、どういうふうにあるのかという、その車椅子を使えるトイレの場所等を含めて、データをどう収集するかということも含めて、そんなときには障害、実際に車椅子を御使用の皆さん方に、いろいろとお力をいただき、データをいただければ私どもとしては、生かしていく方策はあるのかなというふうには思っています。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） ありがとうございます。

市長がおっしゃるとおり、やはり1つ大事な情報として、今後のさまざまな施策に活用できるものでもあり

ますし、できたらどこかに丸投げで委託してつくるというよりは、実際の市内にいる障害者各団体が多くありますし、高齢者のいろいろ事業所もありますから、そういったところと声をかけて、まさに市民協働でつくるような動きを、ぜひやっていただきたいと思います。

これは要望しておきます。

次に、最後に野良犬と野良猫の対策についてであります。

これに関しては、今、市民の方からもいろいろ声がありまして、本当に東大和市では野良猫がやたら多くいると。それで、それに対する苦情等、ちょっと困るって話もなきにしろとといいますかね、そんな状況を聞いております。

それで、まずなかなかちょっと私も、今回、初めて聞く質問でわかりづらかったんですけども、担当としてどういう、こういう対策について、こういう窓口があって、こういうことをしてますという、何かそういうPR方法とかそういったことは、何かこの間どういうことをされてきたのか、また今後どういう検討をされてるかちょっとお聞きしたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 市におきましては、いわゆる飼い犬とか飼い猫といったペットの部分につきましては、担当が福祉部のほうの健康課——保健センターのほうで行ってるというところでございます。それ以外の例えばタヌキとか蛇とか、そういったものが出てきてしまったりしたときの処分等、市民からのお問い合わせ等につきましては、環境部のほうで担当しているということで、事務分掌がまず分かれてるということでございます。

先ほど市長からも御答弁いただきましたけれども、市といたしましては、この飼い犬、飼い猫等の事務に関しては、主に行っているのは、東京都とのきちんと役割分担というのがされておまして、いわゆる市町村は犬の登録と予防接種というものを実施をしているというような状況でございます。東京都におきましては、そういったいわゆる動物愛護の関連の業務全般を、保健所が当初行ってたのが、平成15年から動物愛護相談センターの多摩支所で全て行ってるということでございます。また、市のほうでは、保健センターの窓口で飼い犬や飼い猫の正しい飼い方とか、それから狂犬病予防法にかかわる予防注射等の関係のチラシ等、そういったものを周知したりしているところでございます。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） ありがとうございます。

ちょっと私も細かく、ちょっと知らないことが多くて済みません。確かに、市としては犬の登録と予防接種は行ってるということで、そうすると飼い猫に関しては直接窓口はないという現状なんでしょうか。また、でもそういった猫に関しても、いろいろ問い合わせとかあるんじゃないかとは思んですけども、そういったときはどうなんでしょう。そういう捨て猫とか何かのときというのは、どこに普通窓口を置ける、市としてですね、なるんでしょうか。その辺はどうでしょう。

○福祉部長（吉沢寿子君） 飼い猫に関しましても、市のほうで、保健センターのほうで御相談等は乗っておりまして、例えば猫に関しましては、平成26年度、猫を拾ったというようなことの御相談が10件、それからけがをしてる猫がいるというような御相談が7件、それからそれ以外のさまざまな鳴き声とか、いろんなことで困ってるというものが8件でございました。例えば引き取ってほしいとか、逃げてしまったのでどうしたらいいとか、それから何か感染症はないとか、そういったような御相談なども保健センターのほうで現在受けております。



また、先ほどちょっと御答弁の中で入れてなかったんですけども、市といたしましては、飼い犬、飼い猫の避妊等の手術の補助金等も出しておまして、その中では飼い犬、飼い猫以外の飼い主のいない猫について、どなたかが拾って獣医師による避妊等の手術を受ける場合の補助金などについても、市のほうで事業として行ってるものでございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) ありがとうございます。

その中の今とりわけ大事なのは、猫に関しても、やっぱりやたらふえ過ぎて困っちゃということで、避妊ということですね。そういったことが、いろいろ問われております。東大和市でも、一応補助金を出してるやに聞いておりますけども、それはあれですか、金額的に犬も猫も同じ金額で、私が聞いてるところでは雌で2,500円、雄で1,500円って金額を出してるとは聞いてますけども、それは変わらずそういう形なんでしょうか。

○健康課長(志村明子君) 東大和市飼い犬及び飼い猫避妊等手術補助金の金額でございますけども、犬については避妊のほうは3,500円、去勢については2,500円という形で助成しております。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) じゃ、犬と猫は多少違うということで、金額も違うということのようですけども、実際にそうした制度を利用されてる方というのは、現状どのぐらいなんでしょうか。

○健康課長(志村明子君) 補助件数の実績についてでございますけども、猫につきましては平成26年度が139件、犬のほうは平成26年度が46件という形となっております。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) その猫の場合、130件もあるということで、大変多くの方が、実際利用されてる。ただ、これはもしかして特定の方が、やっぱり一生懸命やってらっしゃるのかなとも思うんですけども。つまり、なかなか、私もちょっと実は相談を受けるまで、どういう実態かちょっとよくわからなかったし、大体窓口がどこかも、ちょっと私もぴんとこなかったぐらいなんで、市民の方もなかなかどこにどう行っていいのか、それとあとそういった補助金が出てるということも、知らない方も多いんじゃないかという気がしております。

それと、あわせてこの補助金の額も、私も相談を受けた中では、もうちょっと上げてほしいということですね。つまり、実際の避妊手術する金額はもっと高いわけですよ。補助金を受けても、相当な額を自己負担しなくちゃいけないという現状があると思うんですけども、まず1点、これに関しては、130件ということは特定の方がそれで一生懸命やっての件数なのか、相当幅広い方がこれで利用してるかとか、その辺がどうなのかということと、実際の捨て猫に関してですけども、猫に関してですが、避妊手術というのがどのぐらいの費用になってるのか、その辺を教えてください。

○健康課長(志村明子君) 補助申請をする方の複数の申請があるかどうかについてでございますけども、特に健康課のほうでは、台帳をつくって、どの方が何件申請してるというような把握のほうはしておりません。ただ、何回か、複数、猫をお飼いになってる方がまとめて、1匹ではなくて2匹なりの申請をまとめてされることはあるという現状でございます。

また2点目の捨て猫についてでございますけども、ちょっと捨て猫がどのぐらいいるかというような把握のほうは、特に健康課のほうではしておりません。

以上でございます。

○福祉部長(吉沢寿子君) 金額についてでございますけれども、一般的には猫の避妊の手術については、最低

額が大体5,000円ぐらいから、最高が3万円ぐらい、それから去勢についても、最低が5,000円ぐらいからで、最高が2万7,000円ぐらいということで、動物病院により費用の設定が異なっておりまして、またそういった事情のある猫等に関しては、ボランティア料金を設定していただいているところもあるということでございますので、一律に幾らということでは、特に私どもつかんでいないということでございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) 今回、私もこの問題、取り上げるのは、やっぱりいろんな意味で、市内の環境面、考えたときに、一説によると、やっぱり猫がいるおかげで、昔ほどじゃないんですけど、やっぱりネズミとか、昔みたいにネズミ対策のために猫を飼う時代じゃないんですけども、まあペットとして飼う時代ですけども、ただ本能的に猫は、やっぱりどうしてもネズミを一生懸命追いかけて捕まえてくるそうなので、やっぱりそれなりの効果があるというのは聞いております。それで、ネズミがやっぱり結構、団地なんかもふえてると聞いておりますし、その点では猫も役立ってるような話も聞きます。

あと調べてみると、都内では本当にもう捨て犬というかな、そういう犬に関してはほとんどいないんですけども、猫に関しては急増してるし、私もちょっとこのデータを見て驚いたんですけど、最終的に殺処分といいますが、引き取り手がなくて、今、東京都のほう为爱護団体を通して、最終的にはでも東京都のほうで、保健所が処理するというかな、そういう形になっておりますけども、犬の件数より猫の件数のほうが倍ぐらい多い現状をちょっとデータで知り、驚いてます。

つまり、余り目立たないんですけども、捨て猫とか猫のほうすごい数多くて、その対応でいろいろ各自自治体も困ってるような話も聞いております。それで、この手のことでは、今、東京都が動物愛護センターに一括されてということ、多摩支局ですか支所ですか——されてるということですけども、そこでの定期的な情報交換とか、例えばこういう制度があって、こういうのを使えますとか、そういうやりとりというのはあるんでしょうか。

○健康課長(志村明子君) 動物愛護センター多摩支所との連携、協力でございますけども、日常的な苦情相談等の連絡はもちろん、業務連絡会のようなものが年1回開催されて、そちらのほうで情報の共有を図っているところでございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) そうすると、例えば26年、昨年度で猫に関して10件、拾ったという相談が市に寄せられ、あとけがとかその他の相談も受けたということでもありますから、それらは基本的に、その東京都の——東京都といいますが、動物愛護センター多摩支所のほうに、そのまま話を持ってって、そっちで処理してもらってるという話になるんでしょうか。その辺どうでしょう。

○福祉部長(吉沢寿子君) 先ほどの御相談とかの件数で、お話を終わるものもございますけれども、そういう中から例えば犬や猫の引き取りということで御相談があった場合には、飼い主等から引き取ってほしいと言われた場合には、まずはその殺処分というのは、私ども本当に避けたいことでございますので、新しい飼い主を探す努力というのをしてくださいということで、まず働きかけを行わせていただいております。そういったいろいろな御事情等、お伺いした上で、どうしてもやむを得ない理由があるということで、本当に仕方ない、例えば飼い主が亡くなられたとか、どうしても引っ越していかざるを得ないとか、そういった事情がある場合にはやむを得ないということで、引き取っているという状況でございます。

平成26年度の状況といたしまして、当市においては、いわゆる飼い主というか、所有者の方からは、大人の

犬が3頭、それから拾ったという方からは大人の犬が9頭、それからあとは子猫ですね、やっぱり望まれないで生まれてしまって、どこかに段ボールか何かにいるというような子猫というのが13匹というようなことになっております。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) 今回の報告は、それはうちの市で扱って、その後、相談を受けて預かった後に、動物愛護センターの多摩支所に、それを持ってって、そっちのほうに渡すとか、そういう話の一環でしょうか。ちょっとその辺を、どうでしょう。

○福祉部長(吉沢寿子君) 今のはそういう状況でございます。引き取ってもらったということでございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) 今後これらの問題は、さらにいろいろなところで話題になるかと思っておりますけども、現状、今市内でも何人かの本当にボランティアの方が、家が猫屋敷になるような状態で、そういう捨て猫を拾って、自分のお金で去勢手術と避妊手術をして頑張ってる方がいるようです。現状そんな形で何とかやってるんで、たまたま市内でそういう保護団体といいますかね、自然愛護グループでもあって、そのグループとしてやっていただけるのは大変ありがたいんですけど、まだそういう状況にはないようです。

それで、ちょっと私もいろいろ調べてみたら、やはりそういう捨て猫、これは猫に限定されたやつですけど、NPO法人で東京キャットガーディアンというのが、捨て猫対策のために、やむにやまれずそういったものを預かってといいますかね、それを欲しい方にあげる、里親を探すという形で、最近はやりのネコカフェって言うんですかね、それに近い形で、営利目的じゃなくて、純粋にそういった里親探してみたいなことをやってる団体があって、たまたまちょうど府中、府中といっても府中病院のすぐ近くの場所にそういうものがあるのを知りました。少なくともそういう団体もでき始めて、何とかそういった対策をしようという動きがあるんですけども、そういったことに関して、市として何らかのいろいろそういう情報提供とか、例えば今こういった場合は、こういうところへ持ってけばとかいうことができないのかどうか。先ほどの避妊手術する場合でも、その値段が大分違うということですね、これはまあここが高いからこっちどうぞというのは、なかなか市の行政としては言えないかもしれませんが、少なくともそういう避妊手術の一覧表みたいなね、大体金額はこのぐらいですとか、そういう一覧表みたいなのも、市でもつくれるのであればつくって、いろいろ積極的にPRしたらどうかと思っておりますけども、まずその辺、そういった情報も含めて収集するようなことを御検討いただけないかどうかですけども、どうでしょう。

○福祉部長(吉沢寿子君) まず手術に関する金額が、例えばここが幾らとかということは、それはちょっとやはり私ども行政としての立場としては、とてもできないかなというふうにまず思っております。

それから、やはりともかく殺処分を減らすというようなことが一番の目的なのかなというふうに思っておりますので、いわゆる野良猫の繁殖を抑えて自然淘汰で数を減らしてって、野良猫を減らし、地域の中でそういったきちんと避妊や去勢をされた猫が、それなりにいると。ただ、だんだんそれは数を減って、環境としてはそれを美化していくというようなことを、やはりしていかなければいけないのかなというふうには考えております。

今議員のほうからお話のあったような形の情報提供という形ですけれども、行政がやれる範囲ということがやはりありますので、その範囲なども、他市の状況なども見ながら研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) ぜひ、他市との動きも研究されて、まさにそのとおりしてほしいと思っております。つまり、その手術代に関してもね、これは別に行政が、ここがいいとか、ここを勧めるという言い方はだめでも、例えばこの病院は大体このぐらいの相場ですと手術やりますという情報は、一覧表をつくって、その中の一環の備考欄か何かで、そのぐらいのというのは出せるんじゃないかという気はしています。別にそれは、各病院がそうやって公に公示していることだったら、別に市がそれを書いてもおかしくはないと思っております。

それと、あとこの補助金も、どうも市によって大分金額が違うようで、この倍近く出している自治体もあるようですので、ぜひともその額も検討していただけないかという声がありますので、ぜひともその実態を、周辺自治体でどのぐらいの補助金を出しているとか、そういうことも調べてほしいと思っておりますけれども、ちなみに今、それどこの自治体がどのぐらい出しているかって、そういうデータはあるんでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) 不妊・去勢手術の助成の実施状況についての一覧というのは、私どものほうには来ておりますので、金額等については把握はできております。ちなみに、当市は、確かにおっしゃるように補助額は低いところはあるかもしれませんが、対象を犬、飼い犬にまで対象としているというのは、26市の中で当市を含めて3市のみです。それは、私どものほうで先ほど申し上げましたとおり、飼い犬についても、いわゆるそういった殺処分を減らし、きちんと避妊等の手術をしていただいて、適正に飼っていただくというような目的で、補助金の事業を実施しているものでございます。

また、当市におきましては、飼い猫も含んで避妊・去勢の手術の補助金を出しているということで、これにつきましても飼い猫も含み、飼い主のいない猫というのを両方やっている市は、全部で19市でございますが、飼い猫を含んでるのは3市のみで、当市もその中に入っているということで、金額は低いですが、対象を幅広くとって、なるだけそういう形で殺処分等を減らした適正使用ということの目的で行っているということでございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) わかりました。

ぜひとも今後もこの話題というのは、いろんなところで出てくると思っておりますし、うちの市が飼い猫も含めて、飼い犬も含めてというのは大変、それは私もいいことだと思っております。ちょっとさらに一工夫していろいろ、捨て猫の場合とか、いろいろ本当に自分のペットじゃないものに対してもやって、ボランティアでやっている方もいますから、そういった場合はちょっと厚くできないのかとか含めて、さらに検討をしていただきたいと思います。いずれにしても、ちょっと今後も、今ペットブームの中で、さらに飼い犬、飼い猫がふえる中で、同時にまた捨てる数もふえる現状を踏まえた、いろいろ対策を行っていただきたいことを要望して、私の一般質問を終わりにいたします。

ありがとうございました。

○議長(関田正民君) 以上で、中野志乃夫議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 大 后 治 雄 君

○議長(関田正民君) 次に、6番、大后治雄議員を指名いたします。

[6番 大后治雄君 登壇]

○6番(大后治雄君) ただいま議長より御指名を受けました議席番号6番、興市会、大后治雄でございます。

通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

1、防除について。

①外来生物についてであります。

全国的に見ますと、グリーンアノールとかマングース、タイワンシマリス、タイワンアカゲザル、そして最近、報道されておりますが、ツマアカスズメバチ、また住宅のほうの被害が出てるようですけども、カンザイシロアリとか、それからほかの議員がやるようですが、サンショウウオの問題なんかもあります。交雑などの問題があつて、特にサンショウウオとかタイワンアカゲザルに関しましては、在来の日本の固有種でありますサンショウウオとか、それからニホンザルが交雑の問題が出ているというようなことであります。

こうした外来の生物といいますのは、個人で輸入されたり、それからまたたくさんある時期にいろいろと輸入されたりとか、それからまたさまざまな木材に紛れて移入をされたり、移入ですね——されたりしているものというふうな認識はございます。

動物に関して、そういうことなんですけれども、例えば植物などもございます。古くはセイヨウタンポポでありますとか、それからセイタカアワダチソウ、最近でいいますとオオキンケイギク、またブラジルチドメグサやボタンキクサなどが最近の問題になっているようでございます。

今回は、その外来生物のうち、動物について特に伺いたいと思っています。

さて、アといたしまして、市で把握しているものは何か。

次に、イとして、おのおのの対処法は。

次に、ウとして、駆除の進捗状況とめどは。

次に、エとして、他自治体の対応は。

そして、オとして、課題と今後の対応につきまして伺います。

続きまして、②特に危険・不快と思われる在来生物についてであります。

先ほどは外来生物であります。次は在来生物について伺いたいと思います。不快と思われる、程度は違うと思いますけれども、例えばハエとか蚊とかゴキブリとかネズミとか、そういったようなものについてということで認識をしていただければと思います。

アといたしまして、市で把握しているものは何か。

次に、イとして、おのおのの対処法は。

次に、ウとして、駆除の進捗状況とめどは。

次に、エとして、他自治体の対応は。

そして、オとして、課題と今後の対応につきまして伺います。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして、自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔6 番 大后治雄君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、外来生物のうち市で把握しているものについてであります。市内ではアライグマ、ハクビシン、カミツキガメ、ウシガエル、アメリカザリガニ等が確認されております。

次に、対処方法、駆除の進捗状況とめどについてであります。鳥獣の捕獲については、鳥獣保護法により

狩猟や許可を得て行うこと以外は捕獲ができないことになっております。被害軽減等のため捕獲する場合は、有害鳥獣捕獲の許可を得て行うこととなりますが、現在まで市として委託もしくは直接駆除目的で捕獲等を実施したことはございません。

次に、他自治体の対応についてであります。近隣市の状況を確認しましたところ、捕獲など駆除の実施はしていない状況であります。東京都におきましては、各区市町村からの情報を集約し、必要に応じて区市町村への情報提供等を行っております。

次に、課題と今後の対応についてであります。現在のところ生態系や農作物への影響が少ないことから、市による捕獲等は実施しておりませんが、数の増大や新たな種の発生により影響が懸念されるようであれば、東京都や近隣市と連携を図り、捕獲等の実施も検討することになると考えております。

次に、危険・不愉快と思われる在来生物で市が把握しているものについてであります。市内では確認されている生物では、タヌキ、ネズミ、蛇、蜂、カラス等であると考えております。

次に、対処方法、駆除の進捗状況とめどについてであります。鳥獣の捕獲につきましては、外来生物と同様に鳥獣保護法によりむやみに捕獲ができないことになっておりますことから、市での捕獲等は実施しておりません。なお、蜂の巣につきましては、市民の皆様が御自身で駆除できるよう、防護服の貸し出しを実施しております。さらに、カラスの巣につきましては、公園内の巣で利用者へ被害のおそれがある場合には、専門業者へ委託をし、巣の除去を行っております。進捗状況等につきましては、総量の把握ができないことから、判断できない状況であります。

次に、他自治体の対応についてであります。近隣市の状況を確認しましたところ、在来種の鳥獣の捕獲など駆除の実施はしていない状況であります。なお、蜂の巣やカラスの巣の対応につきましては、基本的には公共施設のみを実施しているとのことであります。

次に、課題と今後の対応についてであります。市民の皆様の日常生活において、危害等を加える可能性がある生物の生息状況等を把握することが困難である点が課題であります。これらの発生状況や、その対処方法を東京都や近隣市と連携を図り、必要に応じて速やかにホームページ等を活用し、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

それでは、順次、再質問をさせていただきたいと思えます。

まず①の外来生物についてでありますけれども、アの市で把握しているものは何かというところで、今、アライグマ、ハクビシン、カミツキガメ、ウシガエル、アメリカザリガニというようなところを挙げていただきました。その中でも近年、特に生息範囲を広げつつあるものについて、まずは伺いたいと思えます。

○環境課長（関田孝志君） 生息範囲、広がっているというのは、市民のほうからの問い合わせ、相談が多くなっているという状況をつかまえますと、ハクビシンやアライグマなどが生息範囲を広げつつあるのではないかと、いうふうに考えてございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

ハクビシンに関しては、本当に外来なのか、それとも固有なのかというのがよくわかってないというような

ところもあるようなので、ちょっと今回、省きたいなと思います。確かにそのアライグマに関しては、いろんなところで、いろんな被害があるというような、本市だけではないですけども、あるというようなことを前から伺っているところであります。

これからちょっと申し上げる生物なんですけども、国立研究開発法人国立環境研究所の侵入、侵入ですね、侵入してくる生物データベースから、外来生物法に規定のある特定外来生物のうち、東京都に侵入が確認をされている生物をちょっとこれから申し上げます。

まず哺乳類として、先ほどのアライグマですね、それから爬虫類としてカミツキガメ、それから両生類でウシガエル、あと魚類としてカダヤシ、ブルーギル、オオクチバス、それから昆虫類といたしましてアルゼンチンアリ、その他、無脊椎動物としてハイイロゴケグモやセアカゴケグモというふうなところが列挙されておりますが、これらのうち人畜に危害を加える可能性があると思われるものはどれでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） いずれの生物につきましても、人間側から危害を加えるとか、こういったことがなければ、まずは襲ってくることはないだろうというふうに言われております。その中で、危険があるものとしては、アライグマ、こちらのほうのかみつきだとかひっかき、この辺による感染症ですね。それと、あとはカミツキガメのかみつきですね。そのほかとしては、ゴケグモ類、こちらのほうもかみつきで、そこから毒がということで、この辺が心配されるのではないかと思います。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

アライグマに関しては、人に感染すると脳障害をもたらすアライグマ回虫というようなのも持っているという可能性があるということなので、結構、危ないなというふうにも思います。それから、カミツキガメも相当危険な生物だと思いますし、セアカゴケグモに関しては、確かに毒を持っているということで、10年ちょっとぐらい前でしょうか、私やはり一般質問をさせていただいた中で、例えば港とか、そういったような周りのところでは、大分移入をして発生をしたというようなことも申し上げましたけれども、最近はどうやって東京都のほうにも侵入をしてきているということで、知らないで例えばさわってしまった場合には、それに毒があつて危ない状況になるというようなこともありますから、そうしたことについては気をつけなければいけないと思いますけども、例えばこうしたものにつきまして市民からの情報提供というものがありますでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 26年度の相談実績の中においては、アライグマが6件ほど相談がございました。またセアカゴケグモにつきましては、話題になりました昨年でしょうか、市民の方がクモの死骸を持ち込んで、これはどうでしょうかというような形での御相談がありましたが、実際はそのクモは該当外だったということでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

---

午前10時41分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（大后治雄君） それでは、続いて伺ってまいります。

先ほどハクビシンを排除するような話をさしていただきましたが、外来生物なんだか固有生物なのかわから

ないというところで、ちょっと外来生物のところで伺ったほうがいいのかなというふうにも思いますので、市民からの情報提供の中でハクビシンに関しても結構あるんでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 26年度の実績でございますが、16件という数字でございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

情報提供があるというようなことで、次のイのおおのの対処法はというところに移ってまいります、その情報提供があった際に、本市としてはどういった対処をされているんでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 情報提供があった場合には、まず初めに捕獲等の駆除は実施しないよと、実際問題、資格等が必要であるという旨を御説明させていただきます。その中で、相談が多いアライグマだとかハクビシン、こちらにつきましては薫蒸式の殺虫剤——バルサンですね、このようなものを活用して追い払いをしてくださいということのアドバイスをさせていただいております。また、どうしても駆除したいんだというお話ならば、有害生物の対策の相談、また駆除業者の駆除を行う民間業者、こちらを紹介しております公益社団法人のほうの御案内という形での対応をさせていただいております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 市民からの情報提供もあるんですけども、逆にその市民への情報提供というものはどうされてますか。

○環境課長（関田孝志君） 市民への情報提供につきましては、主にホームページ、こちらにおいて行っております。緊急性、また危険性のあるものについては、その都度、掲載、その他、害虫総合相談として、先ほど申し上げました公益社団法人の御案内、また環境市民の集い、また産業まつり、こういったところで環境課のブースにおいて、こういう行事のパンフレットなどを配布、またさらに今年度の環境市民の集いについては、この公益法人のほうでブースのほうを設けさせていただいて、実際相談にも乗ってくれたという形での周知を行っているところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

いろいろ人畜に危害を加える可能性のある生物の対処法で、特に注意を要するというような事項があれば教えてください。

○環境課長（関田孝志君） まずその生物に近づかないというのが、第一かなと思ってます。また、御自身で対処しないということなのかなと思っております。気がつかないうちに、もし接近してしまったらという場合も想定されますので、慌てず騒がずその場を静かに離れるということだと思います。また駆除する場合は、必ず専門の知識を持った事業者等に依頼することが安全ではないかと思っております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） おっしゃるとおりだと思います。私自身、猫に対してちょっとアレルギーがありますんで、猫にはなるべく近寄らないというようなことをしているわけでありましてけれども、冗談はさておき、そういったとにかくまずはさわらないとか、近寄らないとかということが第一義であると。その上で、なるべく静かにその場をしっかりと離れるということで、駆除する場合にはよくわかってる方をお願いするというようなことなんだろうと思います。なかなかわからずにさわってしまったりという場合も当然あるかと思いますが、そうした場合も、いろんな知識とか経験があればそれなりに対処はできると思うんですが、ない場合もある



かと思えますから、そうしたときにはぜひ市民からの相談というふうなこともあるかと思えますので、ぜひそこはしっかりと対処していただきたいというふうに思います。

次のウの駆除の進捗状況とめどはというところに移りますが、先ほどなかなか進捗とかめどとかというのは、なかなか立たないというようなところはあろうかと思えますが、そういった中でも、現状どのような状況になってるのかということについて少々、立ち入ったことになりましたが、詳細を教えてくださいと思っています。

○環境課長（関田孝志君） やはり駆除のほうはやっていないという現状でございますが、東京都のほうの実施事例というのはありまして、こちらを参考に、昆虫とかクモ類、こちらのほうであれば踏み潰しによる駆除ということは可能かなというふうに思いますが、アライグマやハクビシン、こちらについては捕獲等の資格が必要だということの中で、追い払いが中心になろうかと思えます。これらのことから、やはり鳥獣類については、駆除に至ってないというのが現在の状況かなと思っております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 済みません。少々立ち入ったことを伺うんですけども、万が一、知らないで捕まえちゃった場合に、どういうふうにすればいいというか、捕まえちゃった場合に何らかの例えば罰則があるとか、それから市のほうに何かそういったような相談をされた場合に、どういうふうに対処するかとかというところが、もしわかれば教えてください。

○環境課長（関田孝志君） もし捕獲しちゃったということなんですが、アライグマとかハクビシン等のそういったものというんですかね、それは基本的にはその捕まえた場所でもう一回放してもらうような形になるかと思えます。実際それを連れてほかの場所に移動してはいけないというルールになってますので、より広がってしまうということもありますので、できるだけ捕まえないようにというのが。あとは毒ゴモですか、そういったものは手で触れないというのが原則でございます。処理の仕方とすれば、先ほど申し上げた踏み潰し等になるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 小さなクモ等は、確かに踏み潰しとかいう形で対処できますが、確かにアライグマとかハクビシン、踏み潰せないですから、なかなか難しいかなというふうに思いますし、確かに捕まえちゃって遠くに持ってって放すと、またそこでいろんな問題が出てくるというようなこともありますから、市のほうとしての対応としては、その場で放してくださいとしか言いようがないというようなことはよくわかりました。そういったようなことについても、できれば市民に情報提供をしていただきたいと思いますというふうに思うんですけども、その辺の御見解があれば伺いたいと思います。

○環境課長（関田孝志君） それほどその捕獲の道具を持つてる人はいないとは思ってますが、そういった旨も何らかの形で伝えていければなというふうに、今後の課題として考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

それでは、次のエの他自治体の対応はというところに移りたいと思います。

いろいろ当市での対処等は伺ったわけですが、例えば国とか東京都からの情報提供とか通知とか、そういったものがあれば教えてください。

○環境課長（関田孝志君） 国、東京都の関係でございますが、年1回、東京都主催の鳥獣保護の事業説明会と

いうのがございまして、その中で野生鳥獣に関する情報提供などがございます。またセアカゴケグモだとか、ああいった急に多く広まっちゃったとかいうときには、またさらに必要に応じてという形での情報提供がなされるということになってございます。

以上でございます。

○6番(大后治雄君) ありがとうございます。

国や都からそういった情報提供や通知があつたりとかいうところがあつて、また逆に当市から国とか東京都への情報提供とか通知なんかをしたことはあるんでしょうか。

○環境課長(関田孝志君) 東京都には、東京都の福祉保健局から、ねずみ・衛生害虫等による被害発生状況に係る情報提供ということで求められております。こちらの内容については、シラミ、ダニなどから始まり、蛇、カラスといった外来、在来を問わず、生活に身近な生物に関する相談状況の件数を、毎月まとめて報告するという業務がございますので、こちらで実施してございます。

以上でございます。

○6番(大后治雄君) ありがとうございます。

最近、シラミとかそういったものが、またはやりつつあるというような話もありますから、人ごとではないなというところありますね。そうした形で、当市から国や東京都のほうに定期的に報告をしているというようなことなんでしょうかと思えます。

この項の大きなところで、他自治体の対応についてなんですけども、ほかの自治体ではどういうふうにされているのかなというところが非常に興味深いところがありますので、詳細を伺わせてください。

○環境課長(関田孝志君) 基本的には、他市の状況も当市と同じような形で駆除等は実施していないという状況でございます。そのほかの対処法としては、追い払い等の先ほど申し上げたとおりの助言を行うだとか、どうしても駆除したいというならば、公益社団法人の紹介など、こちらのほうを実施している状況だというふう聞いてございます。

以上でございます。

○6番(大后治雄君) 当市と同様な対応ということで、近隣市の状況として、どういった市がそういう対応をされているんでしょうか。具体的な市の名前がわかれば教えてください。

○環境課長(関田孝志君) こちらの関係を聞いた市が、立川、東村山、武蔵村山と、この3市でございます。

以上でございます。

○6番(大后治雄君) いわゆる隣接市というようなことだろうと思いますが、恐らく狭山丘陵があつて、こちらの平たいところがあるというような形の近隣市と、それから立川、地続きですから、そういったところで同じような対応が考えられるというようなところで、隣接市の詳細を伺ったわけですが、そうですね、ほかのところも恐らく同じような状況なんじゃないかな。アライグマが出たり、ハクビシンが出たり。私の家内の実家が東久留米にありまして、そこのところではアライグマが確かに出るんですね。

あるとき、いつでしたっけね、3年ぐらい前のクリスマスのときに、クリスマスイブが終わって次の日のクリスマスになったときに、庭に大きな鳥の骨が落ちてまして、最初、鳥の骨だとわかんなくて、すわ大事件かみたいな状況で、えらい大きな骨が落ちてて、どういうことかなと思ったんですけど、恐らくシチメンチョウの骨なんじゃないかなというふうに後でわかったんですが、アライグマがやはり出ていて、それがそういったところに置いてったんじゃないのかなというところもあります。

また夜中とかでも、外来ではないんですが、タヌキも私、見かけたことがあります、ちょうど15メートルも行くと自由学園という学校があって、そこのところにタヌキがどうも住んでるらしいという話も伺いましたから、在来、外来問わず、いろんな生物が、やはりこの近隣には住んでいるのかなというふうなイメージがありまして、大体そういったところと同じような対処ができるかなと。

できれば、そういったようないろんなところとの連携なんかも考えられるかなと思いますが、次にオの課題と今後の対応とはいうところでありますが、その課題と今後の対応につきまして詳細を伺いたいと思います。

○環境部長（田口茂夫君） 外来生物、市長のほうから御答弁をいただきましたように、市内ではアライグマですとかハクビシン、カミツキガメですとかウシガエル、アメリカザリガニなどが確認をされてる状況でございますが、今議員からお話ございましたように、当市の北部にあります狭山丘陵、こちらにつきましては東村山、武蔵村山、瑞穂と広範囲にわたってございます。また多摩地区全体にも、自然に恵まれている地域でもございますことから、特に市内でどこにどんな数の外来生物がどれだけいるかというところの把握が現状できていない、なかなかしにくいという状況でもございます。そのようなことから、今後これをどういうふう把握していくかというのがなかなか難しいということもございますことから、今お話、課長のほうからもありましたとおり、近隣自治体、または東京都とも情報共有をしていきながら、特に緊急性のあるような情報につきましては、適切、的確に市民の皆様に情報提供していくということが、大変重要なのかなというふうには思っております。このようなことから、引き続き関係機関とも連携して対応してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。ぜひ、いろいろと連携をしっかりといただいて、いろいろ情報提供、それからまたこちらからの情報提供、また先方からの情報提供というふうなところで、いろいろ情報を蓄積していただいて、市民生活に支障のないようにしていただきたいと思います。思っております。

続きまして、②の特に危険・不快と思われる在来生物についてに移らせていただきます。

まず、アの市で把握しているものは何かというところで、先ほどおっしゃってたのがタヌキ、ネズミ、蛇、蜂、カラスというふうなところだろうと思いますけれども、例えばいろいろ私のほうでも調べてみましたが、大和にはマムシはいるんでしょうかね。ニホンマムシとか、それからチャドクガの問題なんかもあるかと思うんですが、こうしたものの危険性について、まず詳細を伺いたいというふうに思います。

○環境課長（関田孝志君） マムシ、チャドクガというところについては、ここ何年かの相談を見てものってこないというのが現状でございます。

まずマムシにつきましては、やはり上顎にある毒牙、これが強力な武器になっております。毒の量は少ないんですが、毒性はハブの二、三倍あるというふうに言われてございます。またチャドクガでございますが、こちらのほうは毒針毛ということで、体のほうに毛がいっぱい生えてます。こちらの毛ですね、こちらが皮膚につくとかゆみを伴う皮膚炎になると。駆除については、御家庭にあるような殺虫剤でもできますが、毒針毛はそのままあるので注意が必要ではないかというふうに思います。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） チャドクガなんか、わからずにさわっちゃったりとかという可能性もあったりとか、蛇に関し、マムシとかに関しては、都市部に住んでる人にとっては余りおなじみではないということもあって、それが果たして危険なのかどうかもわからないというふうなところもありますから、そういったような状況と

というのが、なかなか市のほうに上がってこないのかなというところも考えられるんですけども、こうしたものについて市民からの情報提供が今まであったかどうかというのを伺いたいと思います。

○環境課長（関田孝志君） 市民からの相談については、26年度の実績でございますが、その辺のところですとネズミ類ということで23件、蛇類ということで4件、蜂類に関しては126件と。チャドクガ、またマムシ関係については、特段の相談はなかったということでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 特に蜂の関係が多うございますが、なかなか最近、特にことしの夏とか、ここ数年、暑いということもあって、スズメバチの被害なんか随分あるようなことも伺っています。

次のイのおのおのの対処法はというところに移りますが、こうした情報提供があった際に、市ではどういった対処をされているのでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 基本的には外来種と同様な対応でございますが、市でのほうの駆除は実施していないという状況の中で、公益社団法人のほうの案内、また蜂の巣の駆除につきましては、防護服の貸し出しをしているよという案内、またシルバー人材センターのほうで、駆除のほうも有料ですが行っているという案内をさせていただいております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 蜂は鳥獣ではないので、自分で駆除できるというようなところだろうと思いますが、なかなか非常に危険性の高い生物だろうと思います。特にやはりオオスズメバチなんて本当に大きな蜂で、10年ぐらい前になりましたかね、とあるところに視察に行った際に、関田議長と一緒にいたんですけど、電車に乗ろうと思って、ぱっと乗ったら、誰も余りそこ、もともとローカル線なんで人、乗ってないんですけど、耳のそばでブーンとえらい音がするんで、ぱっと窓のところを見たら、相当大きな、10センチぐらいありましたかね、大きなオオスズメバチがブンブンブンンいってるんですよ。これはさすがに危ないということで、まず車掌を呼んでこいという話になったりしたんですが、まあてんまつを申し上げますと、おもむろに議長が靴を片手にとって、パーンとたたいて、一撃でしとめたというのがてんまつなんですけれども、非常にちょっと肝の冷える思いをしたというようなところもありますので、なかなかちょっとスズメバチを個人で何かどうしようとか、あれが例えば大量に襲ってきた場合に、多分対処できないんじゃないかというふうに思いますんで、できれば市民の方には、なるべく自分で対処しないほうがいいんじゃないかということもおっしゃっていただければと思います。そういったようなことも含めまして、市民への情報提供というようなものはどうされているのでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） まず蜂の巣の対応なんですけど、個人で対応しないほうがいいというお話がありながらも、年1回、6月15日の市報において、防護服の貸し出しの案内をさせていただいております。また、その中身についても、ホームページにも記載してございます。また繰り返しにもなりますが、ホームページにおいて害虫相談の総合窓口ということで公益社団法人の案内、また市民の集い、産業まつり、こちらのほうにおいての公益社団法人のパンフレットの配布、また市民の集いにおいての公益社団法人の出店の相談といったところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 蜂に関しては、さすがに丸腰でやると危ないというようなことなので、そういった防護服等があって、しっかりとしかるべき対処をすれば怖いものではないというようなことなんだろうと思います

が、とにかくいろいろと危険性もそれなりにある場合はもちろんありますので、そうした人畜に危害を加える可能性のあるそういった生物の対処法で、特に注意を要する事項というのがあれば教えてください。

○環境課長（関田孝志君） 外来種と同様に、やはり近づかない、さわらないというところですね。近づいてしまったら、慌てずに騒がず静かに離れると。また駆除するに当たっては、専門知識を持った事業所に依頼するということが、安全ではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 全くおっしゃるとおりだと思います。なるべく当たらずさわらずというところが一番だろうと思いますが、ただ御自宅のほうにスズメバチが巣をつくってしまったとかという場合は、当たらずさわらずというわけにもいきませんから、その辺はしっかり対処しなきゃいけないところだろうと思いますが、そうしたような情報をしっかりと提供していただければというふうに思っています。

また、おとしでしょうか、問題となりましたデング熱を媒介するネッタイシマカとかヒトスジシマカですね、こうしたものの対処はどうされてるんでしょう。6月議会ぐらいのときに聞けばよかったんですけど、こんな寒いときに、こんな蚊の話をしてもしようがないと思うんですが、こうしたような蚊への対処はどうされているんでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） まず蚊については、刺されないというのが一番かなと思いますので、刺されないというような形の予防策をホームページに掲載し、注意喚起をしたところでございます。また市内の公園では、都立の狭山公園、こちらの東京都のほうの管轄なんですけど、そちらのほうでは蚊の状況を調査してるということですので、そちらのほうの情報提供やアドバイスをいただいてということでの対応になろうかと思えます。そのほかデング熱というような形で、特化した対策ではございませんが、例年、蚊の発生しやすいU字溝、こちらのほうにボウフラの成長を抑制する薬剤をまくというような形のふやさないという努力はさせていただいております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 寒くなると蚊は死んでしまうというようなところもあって、ことしに関してはデング熱の話は聞かなくてよかったなと思うんですけども、当市においてもデング熱の発生というような報道もなかったような状況ですから、一旦そういったデング熱の関係は終息したのかなというようなところで安心しておりますが、次のウの駆除の進捗状況とめどはというところに、そこでちょっと移っていくわけですが、そうしたような、いろいろな不快な在来生物に関しても、なかなかいつまでというめどというのは立たないというようなところは、外来生物と一緒にだと思いますが、ひとまず現在の状況について、少々詳細を教えてくださいなと思います。

○環境課長（関田孝志君） 在来生物ということで、必ずしも全て駆除が必要があるかというところ、そうでもないのかなというふうに思います。必要に応じての対処ということになりますことから、封じ込めというような形には至っていないという状況です。また東大和の駅前、こちらのほうにもムクドリというのが来てまして、以前は益鳥というような形でされてきましたが、畑の減少、都市の開発というところから本来のすみかを奪われてしまったと。そういう状況の中で、市民の皆様からは、鳴き声がうるさい、ふんがというような形で苦情が寄せられております。それで、樹木の強剪定だとか追い払いだとかの対策をしましたが、完全には追い払うことができないと。ムクドリ関係については、抜本的な対策もないということで、多くの区市町村も苦慮しているという状況でございます。このように、野生動物を対象とした対応は、非常に困難であるということの一例

ではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 確かにムクドリの問題は、当市でも大きな問題かなというふうに思います。ほかのどこの自治体だか、ちょっと忘れちゃったけども、報道があったんですが、カラスについて、例えば鷹匠を呼んできて、タカをその場に放して、いわゆる示威行動をさせるというようなことで、カラスを追い払うというようなことをされてるというようなことも伺ってはいるんですが、ムクドリに関して、そういった有効な、先ほど抜本的なものはないというふうにおっしゃいましたけども、そういったようなことはなかなか難しいんでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 鷹匠のお話ですが、鷹匠については、そのタカを飼ってる人に相談をしたことはございます。実際、当市のムクドリについては、暗くなってから木におりてくるという状況で、タカも暗くなると鳥目でしょうか、飛べないのが現状なのかなというところで、数も多く、それに対応するタカも多くそろえないと難しいよというようなお話をいただいて、実際、実施には至っていないという状況でございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 確かに鳥、鳥目だというようなところもあるのはわかります。例えば夜であればフクロウとかというようなことも考えられるかなというふうなところはあるんですけども、そうしたことも考慮に入れていただければと思いますけども、どうでしょう。

○環境課長（関田孝志君） タカを飼ってる人、フクロウも飼っていて、フクロウの話もさせていただいたんですが、フクロウのほうは何か、捕まえるというような、そういうような訓練はほとんどしてないらしくて、その対応は難しいかなというところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） わかりました。餅は餅屋ですんで、私も素人なのでわからないので、そういった適切な対処をしていただければと思います。

次のエの他自治体の対応はというところに移ってまいりますけども、これも外来生物と同じような話になってまいりますけども、国や東京都からの情報提供や通知というのはあるんでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） こちらについても、外来生物と重複してしましますが、年1回、東京都の主催の鳥獣保護事業説明会というのがございまして、そちらのほうで情報提供がなされると。また多く発生したり、非常を要するというような場合には、別途、情報提供されるという形になってございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 先ほど外来生物のところでも、やはり伺ったんですけど、当市から国や都への情報提供、通知というところに関して、先ほど外来生物のところでも、年に1回、情報を提供する必要があるというか、そういったようなことを先ほど伺いました。シラミとかダニの関係ですよ。今シラミ、ダニ、それから最近何かナンキンムシもふえてるというような話も伺っていますけども、シラミとかダニとかナンキンムシとか、そういったような、昔はそれこそ戦後すぐなんて、DDTでやってたようなことも歴史的に見てるわけですけども、最近また改めてアタマジラミがふえてみたりとかというようなこともあったりとか、報道がされていますが、そうしたことについて当市としては把握はされてるんでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） シラミについて申し上げますと、やはり集団生活している保育園、幼稚園、こちらのほうのお子さんがシラミにというような話でくるところはございます。こちらのほうも、毎月1回、保育課

のほうから情報提供いただいて、こちらの報告には記載させていただいているところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

さほど昔からの対処法と変わらないというところはあるかと思いますが、新しい駆除方法でもできてくれば、また違ってくるんだらうと思いますが、なかなかそういったようなこともなさそうなので、旧来どおりのことをやっていくしかないのかなというふうに思いますが。

他自治体の対応なんですけども、ほかの自治体で、やはりそういった在来生物について、どういう対処をされてるのかなというところも、もう少々、詳しく教えていただければというふうに思います。

○環境課長（関田孝志君） こちらのほうも、外来生物と同様に、捕獲等の実施はしていないと。基本的には、駆除される場合には、公益社団法人の紹介を行っている程度だと。その中で、蜂の巣の駆除というところについては、これちょっと各市によってばらけるんですが、市によっては駆除にかかる経費、こちらの一部を補助するとか、本市のように防護服を貸し出すとか、あとは業者紹介をするのみだとかというような対応に今分かれているところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。さほど変わらないというところもあるかと思いますが、駆除にかかる経費の一部の補助なんかもされてるところがあるというふうなお話、今されましたので、なかなか財政的に難しい部分はあろうかと思いますが、そういったようなことも、ぜひ選択肢の一つとしてあれば、市民のほうとしても駆除しやすい環境が整えられるかなというふうにも思いますので、それも課題と今後の対応はというようなところにつながってくる部分なんですけども、そうした課題、それからまた今後の対応につきまして、本市としての詳細を伺いたいと思います。

○環境部長（田口茂夫君） 本日、始業前に志木街道においてタヌキが自動車にひかれたであろうという推測ですけども、死骸があるという通報をいただきまして、ごみ対策課、環境課のほうで早速対処をさせていただいたというような事象も発生してございます。こういった形で、死骸というふうな形で発見されれば、ちょっと表現悪いですけど、ごみという形での対処になるというふうなことで、私どもとしても対処はさせていただいているところではございます。先ほどの外来生物と同様に、いつどこでこういったものが発生するかというのは、なかなか把握しづらいという状況でもございます。答弁、重複する点もございますけども、今後も情報収集に努めまして、適切、適時、そういった情報を市民の皆様提供し、対処できるように図ってまいりたいと、このように考えてるところでございます。

以上です。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

では、最後に市長の御所見を伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） いろいろとお話を聞かさせていただきました。最近地球温暖化ということも、影響もありまして、海外等からいろんな動植物が入ってきているわけで、そういった意味で、本来この地域にはいなかったものが、この地域にもすみつくというふうな状況にあるかなというふうには思っております。ただすみつくだけならまだしも、住んでいる人間に危害等を加えるという可能性も、最近出てきているのかなというふうには思っております。

そういった意味で、まだまだ現時点では大きな課題にはなっていないというふうには思っていますけども、

私としてはこの東大和、狭山丘陵ですね、あるいは空堀川等を含めた、この東大和の自然というのは、これからもしっかりと守っていかなければいけないというふうには思っているわけです。人と自然が調和したということで東大和、そういった意味では、今回このような形で大きな課題が、これから外来生物等を含めて出てくのかなというふうには思っていることとございます。そういった意味で、将来のことを考えて、この自然を守るということも含め、バランスをどうとるかということは、非常に重要な政策課題だなというふうには思っています。まずは現在のいろんな情報をきちっと正しく、市民の皆さんにしっかりと伝えていくということが必要なのかなというふうに思いますし、また将来、狭山丘陵を囲む多くの市町村とともに、どのような形で対応していったらいいのかということを含め、東京都あるいは近隣市と情報等を連携をして対処していく、そんな調査等、あるいは研究等していければいいのかなというふうに思っているところです。

以上です。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

市としてというか、自治体として、持続可能性を求めるといふようなことであれば、やはり生物多様性の維持というのにも必要になってくるかと思えます。やはり固有種というのが消え去ってしまうと、大変その生物多様性に関しては危険なものになってきますし、そうしますと我々人間としても、なかなか生きていくのが難しくなる場合も出てくる可能性もあるというふうなことで、できればしっかりとそういった生物に関しては監視をして、また市民への情報提供、また市民からの情報提供、そしてまた国や都からの相互の情報提供をしていただくといふようなことをお願いしたいと思えます。市長も、そういうふうにお考えになってるかと思えますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思えます。

以上で、私の今回の一般質問は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、大后治雄議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 木戸岡 秀 彦 君

○議長（関田正民君） 次に、20番、木戸岡秀彦議員を指名いたします。

[20番 木戸岡秀彦君 登壇]

○20番（木戸岡秀彦君） 議席番号20番、公明党の木戸岡秀彦でございます。通告に従いまして、平成27年度第4回定例会での一般質問をさせていただきます。

今回は5点に関して質問をさせていただきます。

1点目といたしまして、休日保育についてであります。

第2回定例会において、休日保育の必要性は、子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査の中での設問で、かなり高い率で要望があったと認識している。また将来的には行いたいとのスタンスでいるとの答弁がございました。

そのことを踏まえ、①として、夏に実施された休日保育に関するニーズ調査と今後の方向性についてお伺いをいたします。

アといたしまして、ニーズ調査を実施して市はどのように評価をしているのか。

イといたしまして、休日保育を実施する場合、具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

2点目といたしまして、観光事業の推進についてであります。

平成26年度の施策評価結果報告書で、観光事業の推進は、市民の満足度6.2%と低調であります。現在、市



としてさまざまな取り組みをしているかと思いますが、東大和市の魅力を生かし、内外に発信していける取り組みはまだあると思います。

1 点目といたしまして、商工会、西武鉄道、多摩都市モノレール、企業、団体との共同事業の実施についてお伺いをいたします。

アといたしまして、現時点での取り組みはどのようになっているのか。

イといたしまして、当市は多摩都市モノレールに出資をしているが、共同で取り組んだ事業について伺います。また、そのメリット、デメリットをお聞かせください。

②といたしまして、多摩湖の湖面利用及び周辺でのイベントはできないのか。

3 点目といたしまして、認知症予防と対策についてであります。

御存じのように、認知症の方は年々ふえ続け、2025年には700万人を超え、2050年には1,000万人を超えと言われております。また全国の警察に届け出のあった認知症で行方不明者は、2014年度中で1万783人、前年比460人増に上ります。このような状況を緩和していくには、予防が非常に重要だと考えます。認知症の方と正常な方との間に、認知症予備軍、MC I、軽度認知障害、または年相応の記憶障害があると言われております。認知症は治らない病気だと言われておりますが、MC I の状況のときに予防すれば、対処によっては治るといふ検査結果が出ております。

1 といたしまして、当市の認知症予防の状況をお伺いいたします。

2 といたしまして、認知症の早期発見につながる頭の健康度を知る検査の導入についてお伺いをいたします。

4 点目といたしまして、公共施設、マンション、団地の安全対策についてであります。

メディアで連日報道されていますが、民間企業によるくいデータ不正が次々明るみに出てまいりました。調査も長期化が予想され、各自治体も調査を開始したとの新聞報道もされました。

ここで、お伺いをいたします。

1 といたしまして、民間企業によるくい工事のデータの偽造による問題について、市の考えをお聞かせください。

アといたしまして、市はデータ偽造による問題をどの程度状況を把握しているのか。

イといたしまして、今後調査をしていく考えがあるのか。

最後、5 点目といたしまして、広報活動についてであります。

広報活動は、市民にとって大切な情報伝達の手段であります。しかしながら、十分に情報が伝わっていないと感じております。

ここで、お伺いをいたします。

1 といたしまして、住民へのPR強化の推進について。

アとして、市の行事、イベント等のマンション管理組合、自治会、スーパー、銀行などの集客力があるところでのPRについてお伺いをいたします。

イといたしまして、市報の各戸配布は行わないのか。

a として、現時点での配布状況と住民の依頼状況についてお伺いいたします。

壇上での質問は以上とし、答弁を踏まえ再質問は自席にて行わせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

〔20番 木戸岡秀彦君 降壇〕

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、休日保育に関するニーズ調査の結果における評価についてであります。平成27年8月に年末保育、休日保育意向調査を実施したところであります。調査票配布数が2,010人、回答数が1,183人、回答率は約59%でありました。回答につきましては、毎週利用したい方が53人、月1回程度利用したい方が316人であり、休日保育に関しては一定のニーズがあるものと認識しております。

次に、具体的な取り組みについてであります。平成28年度中に1保育園で休日保育を実施できるよう、今後、市内の保育園と詳細を調整してまいります。

次に、観光事業の推進における商工会等との共同事業実施の取り組み状況についてであります。東大和市商工会など外部組織との連携による共同事業につきましては、事業者側の情報発信力や豊富な経験を活用させていただき、これまでに実施してまいりました観光イベントにおきまして、一定の成果を上げているところであります。今後もより高い波及効果を目指して、外部組織との共同事業の実施に努めてまいりたいと考えております。

次に、多摩都市モノレールと共同で取り組んだ事業のメリット、デメリットについてであります。多摩都市モノレールとは、これまでにウォーキングイベントや駅構内の店舗における物品販売などを共同して行っており、多方面への情報発信や集客力といった面において大きなメリットがあったと認識しております。なお、共同事業におきましては、さまざまな調整を要しますが、外部組織との連携により事業案内の充実が図られるものと考えております。

次に、多摩湖の湖面利用及び周辺でのイベント実施についてであります。多摩湖はその周辺の自然環境も含め、本市における重要な観光資源の一つであると考えております。しかしながら、湖面利用につきましては、都民の水道水としての貯水池であることから、東京都水道局の協力を得ることは非常に困難であると考えております。なお、多摩湖周辺でのイベントにつきましては、多摩湖駅伝及びウォーキングイベント等の開催実績もございますことから、狭山丘陵を囲む近隣市、近接市、隣接市や関連機関等との連携も視野に、効率的な観光事業の進め方について調査研究してまいりたいと考えております。

次に、認知症予防の状況についてであります。市では介護予防事業において基本チェックリストに該当しました方を対象に、脳の若返り教室での認知症予防を進めております。また、東大和元気ゆうゆう体操やサロン活動等の自主グループに参加していただくことで、認知症予防の効果があるものと考えております。

次に、認知症の早期発見につながる頭の健康度を知る検査についてであります。市では平成27年10月から市公式ホームページにおいて、東京都が作成した「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」や、認知症チェックが無料でできるアプリの御案内を掲載し、認知症の早期発見の啓発に努めております。頭の健康度を知る検査などにつきましては、今後もさまざまなアプリ等が開発されていくものと考えられますことから、調査研究をしてまいりたいと考えております。

次に、民間企業のくい工事問題に関連する公共施設等の状況についてであります。今回の問題は建物を支えるくいの施行が適正でないという重大な事象であると認識しております。市の公共施設について調査しましたところ、過去10年間で第二小学校の校舎増築工事と中央公民館耐震補強工事において、くい工事を実施しておりますが、工事監理や検査において適正に施行された。安全であることを確認しております。また市内の都営住宅につきましては、東京街道団地におきまして2本のくいでデータの欠落がございましたが、その後、データが発見され、東京都が問題がないことを確認しております。なお、民間の建築物につきましては、市は建

築確認業務を行っておりませんので、状況の把握は困難であります。

次に、今後の調査についてであります。公共施設につきましては設計図書等により、適正な施行が確認されているものと認識しております。また、民間の建築物につきましては、所有者の責任において対応するものと考えております。

次に、市の行事やイベント等のPRについてであります。市の広報媒体であります市報や公式ホームページ、ツイッター、フェイスブック、広報掲示板などを活用しまして、市民の皆様への周知に努めているところであります。また協賛や後援をいただいている団体の御協力によりまして、民間の施設等へのポスターの掲示や、チラシの配布をさせていただいているところであります。

次に、市報の現時点での配布状況と依頼状況についてであります。市報は毎月1日号と15日号を発行し、新聞折り込みでは2万5,750部を配布し、新聞非購読世帯には約4,000部を配布しております。また市の公共施設や駅、郵便局等にも配置しております。新聞非購読世帯におけます市報の宅配に関する申し込みにつきましては、年々増加傾向にありまして、年間で300件ほど増加しております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○20番(木戸岡秀彦君) 御答弁ありがとうございました。

まず、再質問をさせていただきます。

先ほど休日保育の件に関してですけれども、ニーズ調査を実施して回答率が59%ということですが、やっぱり316人の方が希望しているという部分がありました。28年度から実施計画をされているということで、本当に感謝をしております。

先ほど具体的な取り組みについてということでお伺いをいたしましたけれども、現実問題、具体的な取り組みについて、何か進捗的なものがあるのでしょうか。よろしくお願ひします。

○保育課長(宮鍋和志君) 進捗状況ですが、まだ今年度、年末保育というのを実施しまして、そこで問題点とか課題とかを把握しまして、それを踏まえて市内の保育園と調整したいと考えております。これから調整することでございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) それでは、その前に年末保育を実施、第2回の答弁でもありましたけれども、2回目の定例会で年末保育を実施してから検討するという部分がありましたけれども、年末保育に関して現状いかがでしょうか。

○保育課長(宮鍋和志君) 年末保育に関しましては、市報等で募集いたしております。12月29、30の2日間にわたりまして、市内の玉川上水保育園で年末保育を実施する予定でございます。募集人員としては20名、1日、20名を予定しております。ただし、11月30日までが募集期間だったんですが、10名の応募がございまして、まだ定員に空きがございます。それを受けまして、現在12月12日までということで、再度期間を延長しまして、今現在、もし御利用者がいらっしゃればどうぞということで、再度募集をしているところでございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。引き続き、実際にはまだ知られていない部分もあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この休日保育、先ほど具体的にまだ、意向ははっきりしてないというお話でしたけれども、実際には28年度

から実施の予定だという計画等も立っておりますので、現段階ではある程度具体的な計画を立ててもいいのではないかと思いますけども、その点はいかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 年末に保育を2日間やってみまして、そこで問題点等、把握をしたいということでございます。といいますのは、やはり今回の休日保育に合わせまして、年末保育についてもニーズ調査で御意向を伺ったところですけども、ニーズ調査で400人を超える方の意向があったということで、受け付けをしてみると10名だったということがございまして、保護者の皆様は今通っている保育園で受け入れをしていただけるのではないかとというようなところがあったのかもしれませんが、やはりそうしますと分散してしまいますし、やはりコストの面も考えますと、やはり1つの園に集中をいたしまして、どこの園に通っている方も玉川上水保育園でどうぞというような形をしたところ10名だということでございます。そんなところもございまして、休日、日曜、祝日に預けたいよというような御意向のある方が59%いたということもございまして、その利用される方の把握、それから給食の関係をどうするかということで、やはり通常預かっていないお子様を預かるということがございますので、今回は玉川上水保育園で、年末保育は給食は見送るということで、お弁当持参でやっていただく。というのは、やはりアレルギーがあるという場合には、やはり代替の食材とかで賄わないといけないということと、あとお子さんは初めて食べるものは、保育園では絶対に遠慮していただくと、食べたことないものは食べさせないというようなところの原則でございますので、その辺もクリアしなければならないという問題もございまして、そんなこともございまして、年末、2日間でございますけれども、来年度、休日保育に向けてどのような課題があるのか、またその問題点、課題点を整理するのを、終わってみて検証いたしまして、実際に来年度、実施をしたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） 先ほど希望者はかなり多いけれども、10名ということでしたけれども、それに対して保護者からの問い合わせ、各園に対しての問い合わせ等は結構あったのでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 問い合わせにつきましては、市役所の窓口にて何件かございました。あとは保育園につきましては、ちらほらと問い合わせがあったということを伺っております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ささまざまな課題があると思いますけども、これはまた来年に向けて初めての取り組みですので、慎重に確認をして、ぜひ実施をしていただきたいと思います。

今、現段階で答えるのは難しいかもしれませんが、休日保育を実施するとしたら、目安がわかれば教えていただきたいと思います。申しわけないです。休日保育を実施する時期ですね。目安がわかれば教えていただきたいと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） ここで計画いたしました実施計画には、来年度から実施するというところで計上させていただいてるところでございます。ただ、どこの保育園でやるかというところは、これから決定なんですけども、玉川上水保育園が有力でございます。といいますのは、桜が丘4丁目のところで保育園を公募したときのプレゼンの中で、特別保育ということで、玉川上水保育園は年末保育並びに休日保育につきまして御提案がございましたので、協定の中でも年末保育はやるよということでございますけれども、休日保育につきましては、要請があった場合には、それを協議の上に決定するというような協定を結んでおるところから、玉川上水保育園が有力でありますけれども、何分、来年度の保育園の状況ですね、今週、1日から受け付けをしておりますけれども、来年度の4月に向けて玉川上水保育園のほうでは、保育士のほうの確保はできている

ようなんですけれども、余裕の保育士がいないと日曜、祝日、年間60日ぐらいあるんでしょうかね——まで手が回らない。全部時間外対応でというのは、年間六十何日間というのは非常に難しいと思いますので、その辺の人為的なまず確保ができるかというところを見ないと何ともできない。それから新年度ですね、新しい保育士さんもいらっしゃるし、それから新入園児もいらっしゃいますので、その辺が通常の保育が順調に回るのが、4月1日から回るかという、それはちょっと難しいかなと思いますので、できる限り早い時期にやれるように実施を予定する園とは協議したいというように考えてるところでございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。早期実現に向けて、ぜひよろしくお願いをしたいと思えます。

1点目の休日保育に関しては終了いたします。

2点目といたしまして、観光事業の推進についてですけれども、先ほど壇上でお話ししましたけれども、平成26年度の施策評価結果報告書で、観光事業の推進について、市民の満足度が6.2%と低くなっております。

また前年度に比べても、これは低くなっております。この点については、どのように考えているのでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 施策評価結果報告書、こちらに基づく御質問かというふうに認識しておりますけれども、まずこの施策評価結果報告書に出てます、こちらのポイント、こちらがどのような形で出てきてるかといいますと、この質問の内容は市民意識調査、こちらの市民意識調査の観光の推進に対する質問ですね、それを利用してということでございます。その際に、26年度の実施された事業、観光事業についての満足度、それが非常に満足といえますのが0.2%、満足が6.0%ということで、トータルしまして施策評価の結果として、満足度の数値が、今御質問者もおっしゃった6.2%という数字になってるということでございます。

私どもとしまして、産業振興を中心として観光事業、それぞれいろんな施策に取り組んでいるというところがございますけれども、今言った市民意識調査における満足度が低いという点につきまして、その設問内容というのが非常に観光事業を想定しづらいものになっていたということも、一つの要因ではないかなというふうに分析しております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。内容の詳細については、またお聞きしたいと思います。

次に、これまで実施してきた観光イベントですけれども、連携による取り組みを行い、成果を上げているとの市長の答弁でありましたけれども、どのような効果、成果があったのか教えてください。

○市民部副参事（小川 泉君） これまでに連携してきた事業といたしましては、さまざまな事業で連携をいたしております。特にうまかんべえ〜祭におきまして、うまかんべえ〜祭自体もさまざまな事業で、ステージイベントの連携ですとか、同時開催を行っておりますうまかんべえ〜ウォーキングですとか、そういった部分で鉄道機関とも連携を行っております。こういった部分におきましては、効果については関連機関との協力によりまして情報誌への掲載ですとか、PRにおける駅構内のポスター、それから車両内部への中張り、また関係機関が持っておりますウェブサイトにおける情報の発信といった部分で、広範囲に情報が拡散できたんじゃないかというふうに考えております。

また、こういったイベントを同時開催いたしますと、ウォーキングについていえば、多摩モノレールや西武鉄道が発行するイベント情報誌に、毎月数回のウォーキングイベントの告知が載っております、その中でウォーキング参加者にはポイントカードにポイントがたまる仕組みや、またスタンプを集めると景品が交換でき

るなど、インセンティブを働かせたPRの効果もありまして、集客力の点で高い効果があったものではないかというふうに考えております。その他、当日のイベント運営に対する人員の配置であったり、ウオーキングコースの設定といった点におきましても、単独での開催に比べますと、非常にすぐれた企画内容となったものではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 先ほどのイベントの件ですけれども、イベントの参加人数がわかりましたら教えていただけますか。

○市民部副参事（小川 泉君） イベントの参加人数についてでございますが、ただいま申し上げましたうまかんべえ～祭を例にとりますと、平成27年度、今年度が4万1,500人という発表になってございます。また同時開催されましたウオーキングにつきましては1,491名でございます。また昨年、26年度に開催されましたものにつきましては3万7,500人の来場者、またウオーキングにつきましては863人ということになってございます。またこのウオーキングにつきましては、昨年度ちょっと人数が少ないんですけども、開催で協力した企業がございまして、ことしにつきましてはモノレールと西武鉄道さんが協力をしていただいておりますが、昨年度は西武鉄道さんの事業が重なりましたものですから、モノレール単体の協力となった関係もございまして、その辺が参加者のニーズに影響を及ぼしたのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 昨年に比べて、効果は出てるということで認識をいたしました。

続きまして、当市は多摩モノレールに出資をしている件ですけれども、多摩モノレールとは、これまでウオーキングイベントは、駅構内で店舗における物品販売を行ってございましたけれども、具体的な内容と、先ほど効果を言いましたけれども、効果をお伺いしたいと思います。

○市民部副参事（小川 泉君） 多摩モノレールとの共同で開催いたしました「たまのたまもの5市駅伝マルシェ」というモノレール沿線5市と取り組んだ事業がございまして、こちらについて御説明をさせていただきます。

これは立川南駅構内のブースにおきまして、各市の特産品の販売や観光スポット、地域の魅力などを駅伝方式で次々にPRしていくといったイベントでございます。当市は、期間の最終区の5区という形で期間を務めまして、5月31日、平成27年5月31日から6月7日まで、8日間の物産販売と地域の魅力紹介といった取り組みを行いました。またその中で、最後の2日間におきましては、友好都市喜多方市の物産販売を行うといったことも企画をしております。多摩都市モノレールとの共同で開催したことによりまして、駅構内での広告の掲出や、また車両内の中づりの掲出、こういった部分におきまして多くの方の目に触れるイベントになったというふうに思っております、PRにおきましても非常に効果があったのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

かなりさまざまなイベントを通して、効果があらわれてきているなというのを感じます。これらの共同事業の成果を考えると、やはりプラスの要因であると、マイナスの要因、プラスの要因というのがありますけれども、外部組織との連携事業における今後期待する効果とか成果をお聞きしたいと思います。

○市民部長（広沢光政君） 外部組織との連携において期待する効果等ということでございますけれども、先ほ

ど市長の答弁にもありましたように、プラスの効果が期待できるということで、確かに連携等を行うということは、単独で行うよりも調整等に時間がかかってくることは確かでございますが、そのかわりといえますけれども、集客力、それからPR効果、こういったことに関しましては、先ほどもちょっと答弁さしあげましたけれども、自治体の持つもの以上のものを各事業者さん等、お持ちになっておりますので、そういったものを活用させていただくということで、事業そのものの知名度のアップといったような効果、そういったものが期待できると考えております。

また外部組織とのそういったところが持つ企画力ですとか、それからイベント開催に関するノウハウ、こういったものを活用するというで、自治体単独で行うよりも、かなりスケールアップしたイベントの開催が可能であると。さらに、私どもといたしましては、そういった事業所等とタイアップすることによって、そういった事業所がお持ちになっているスキル、先ほど申し上げたようなものを習得できる機会として捉えていければなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○20番（木戸岡秀彦君）** やはり連携をする、その事業を取り組むに当たって連携するというのは、すごい大事じゃないかと思えます。さまざま部分で利用することによって、やはり来場者も多くなってくると思えます。実際に鉄道関係ですね、イベントを行っているところは数多くあると思えますけれども、この11月ですか、たまたま近隣で開催をされたイベントがありまして取材をさせていただきました。3点ですね。

まず、多摩市ですけども、多摩市は11月7日、多摩センター紅葉満喫ウォーキング、これは多摩都市モノレールと共同開催され、参加者は350名ということでした。しかしながら、去年は100名ということで、これは広報に力を入れて、市報、ホームページ、施設、モノレール、周辺交通の京王電鉄、小田急電鉄、各駅にチラシ、ポスターでPRしたということがあります。

また先日、11月14日、武蔵村山で行われたウォーキングイベント、「狭山丘陵の自然を巡る」と題し行われました。これは西武鉄道、多摩都市モノレールとの共同開催で12回目となっておりますけれども、毎年、イベントの申し込みが2,000名ほどいるそうです。しかしながら、ことしはちょっと雨に当たりまして、350名だったそうです。2,000名、来るというのは、これはかなりアピール効果があるんじゃないかなと思えます。

あとは先週ですか、11月28日、土曜日、拝島の駅祭り2015年が開催をされました。この「はいじま駅祭り」に関しては、駅長がかなりイベントに意欲的な駅長でございまして、JR東日本が主催をして、西武鉄道、昭島市、福生市、瑞穂町が共催、駅の自由通路やコンコースを使用し、特産品の販売、展示等のイベントを行いました。去年は、昭島市、福生市が共催をし、好評だったということで、ことしは西武鉄道、瑞穂町も共催をしたそうです。

このことを踏まえてですね、当市も玉川上水駅や東大和市駅を利用したイベントなども共同開催をして、内外にPRしてみてもどうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

**○市民部副参事（小川 泉君）** ただいま御質問者のほうから御提案がございました駅を活用したイベントといったことにつきましてですが、これにつきましては西武鉄道のほうとの共催といえますか、PRをうちのほうで担っただけでございますが、小川駅管区で行いましたウォーキングイベントがございました。こういった部分で、駅から駅にウォーキングをするといったイベントにつきまして、市もPRにちょっと力をおかしたといった事例はございます。今後につきましても、そういった駅管区で持っていらっしゃる例えば車両基地とかがございますので、そういった部分の見学会等も含めまして、今事業提案を市からさしていただいているとこ

ろでございます。今後につきましても、そういった鉄道機関、交通機関を中心に、誘客力という部分におきましては非常に力を持っておるものがございますので、なるべく協力をしながら波及効果の高い事業を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（木戸岡秀彦君） 先ほど拝島駅の祭りに関してお話をさしていただきましたけども、ぜひ東大和市でも駅のイベントですね、西武鉄道、他市との共同にしっかり取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、移らさせていただきます。多摩湖の湖面利用及びイベントはできないかということですが、湖面利用については困難との答弁でありましたけれども、ほかの地域においては水道水を利用しながら湖面利用をしているところがあります。市として、多摩湖の湖面利用が困難と判断する理由を再度教えていただきたいと思っております。

○市民部副参事（小川 泉君） ただいま御質問にございました湖面利用の困難な理由についてでございますが、多摩湖の湖面利用が困難とする理由は、村山貯水池を管理しております東京都水道局のほうの話によりますと、貯水池は都民の正常な水を常に安定して供給するための水道の専用施設でございますので、東村山市にあります浄水場に直接送水を行っているといったことから、水源の適切な管理が最重要であるとの見解をいただいております。こうしたことから、衛生上、湖面及び水道用地を利用することにつきましては、非常に困難であるというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 今困難の理由をお話しされましたけれども、実は私も何か所か訪問したり、伺いをしたところがございます。なお、これ決定はしておりませんが、東京都の小河内ダムによって、日本最大級の水道専用貯水池としてつくられました奥多摩湖がございます。この奥多摩湖は、観光資源と周辺の地域活性化を図れるとして、以前から利用を探っているとのこと。これもかなり力を、今後入れていくということをお聞ひしております。

また身近では相模湖でございますけれども、一部、東京都に飲料水が分水されることがありますけれども、各種ボートなどの貸し出しも行われております。また毎年8月1日には、湖上祭が行われ、都民、県民の憩いの場となっております。

また先日、埼玉の吉見町に行ってみました。吉見町には、八丁湖という湖がございます。この八丁湖は、水田耕作のためにつくられた池でありますけれども、商工会が主催で、先月、11月20日から22日の3日間、秋のイベントの癒しの夜ということで、八丁湖ヒーリングナイトを開催いたしました。紅葉をライトアップさせ、内外から多くの来場者があり、好評だったということでございます。これに関しては、3日間の短時間でしたけれども、この1日、日中はウォーキングということで、ウォーキングのイベントも行ったそうです。



そういったことから、先ほど飲料水ということで、都の管理ということでしたけれども、やはり多摩湖というのは東大和にとって本当に観光資源、先ほど市長の答弁でもございましたけれども、これを利用できる可能性はあるのではないかと思いますけれども、それに対して今後の取り組みについてお話を伺いたいと思います。

○市民部長（広沢光政君） 多摩湖の利用についてということでございます。先ほど担当課長のほうから、湖面の関係につきましては御説明申し上げたんですが、今お話がありました相模湖ですとか、そういったところは、確かに昔から遊覧船みたいなものも、湖上を走らしていたというような記憶がございます。恐らくそこは、先ほども御説明しましたとおり、多摩湖の水と、利用形態と、そういった相模湖などとはちょっと違ったところがあるんじゃないかなというふうに思っております。いずれにしても、その湖面の利用については非常に困難だなというふうに思っておりますが、多摩湖の周辺を利用したイベントということに関しましては、当市においても市長のほうからも御答弁申し上げましたように、今現在も多摩湖駅伝等を行っておりますし、かつては市制施行20周年の記念事業といたしまして、自転車道を使った多摩湖ミナクルサイクルフェスタと申しますそういったイベントをNHKとタイアップしてやったりですとか、あとやはり森の中で森の音楽会というんですか、そういったものを、たしかあれ青年会議所さんだと思いましたがけれども、催したということもございます。

最近になって、ちょっと水道局さんの用地内での催し物自体が、ちょっと難しいのかなと、厳しい状態になってきているかなというふうには思いますけれども、多摩湖周辺のすばらしい自然環境、これは当市の観光資源……。

失礼しました。たこ揚げなんかも、今現在、多摩湖のところで下堰堤のところで行われておりますので、そういったところも実際使われている例としてございますので、今後そういったもの、観光イベント等に使えないかということ、さらに研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

○20番（木戸岡秀彦君） ぜひ活用をしていただきたいと思っておりますけれども、神奈川の東丹沢にある宮ヶ瀬湖というところがありますけれども、そこは12月になると装飾をされまして、クリスマスツリーとして来訪者を楽しませてくれている部分がございます。そういった意味では、一層のにぎわいを創出してもらいたいと考えて、私はおります。

例えば多摩湖、先ほど難しいと言いました多摩湖のボート使用ありますけれども、ライトアップをさせるとか、また音楽会、以前、何か音楽会をやったと聞いておりますけれども、コンサート、あとはレンタサイクルを設置しての周辺観光ですか、そういったことも利用できるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 今一つの例といたしまして、ライトアップというお話も出てまいりました。先ほども例に出ました八丁湖なども含めまして、宮ヶ瀬湖もそうですけれども、周りのロケーションというものもひとつ関係してくるかなというふうには考えております。多摩湖の場合ですと、すぐ近くまで本当に住宅地、そういったものも迫っておりますし、そういったロケーションというものも考えないといけないかなというふうには思っております。それ以外のレンタサイクル、そういったものなんかの利用というものにつきましては、先ほどもお話ししたとおり多摩湖自転車道というのがあるぐらいですから、そういったものの利用が可能かどうかということも含めた中で、検討をしていきたい、研究をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 先ほど市長の答弁でもありましたけれども、近隣の各市ですね、各市のちょっと取

り組みについてですけれども、多摩湖に関しては所沢、東村山等、当然隣接している市がありますけれども、共同事業というのも考えられると思います。今まで各市との取り組みに対して、何か協議をされたりとかということはあるのでしょうか。

○市民部副参事（小川 泉君） 各市におきます連携といいますか、観光事業の連携についてなんですけれども、こちらにつきましては多摩湖周辺を活用した連携事業といったものにつきまして、具体的な今までの検討というのはなされていない状況でございます。多摩湖の活用でございませんですが、食のイベントという意味からしまして、多摩3市うまいものフェアといった連携事業をやった経過はございます。このイベントにつきましては、東大和、武蔵村山、狛江市の3市が連携しまして、各市の魅力的な食を紹介するというイベントが、24年度から24、25、26と3年間にわたりまして実施されたといった経過はございます。

多摩湖につきましては、その周辺の狭山丘陵、こういったところの魅力をうまく発信できるように、近隣自治体との調整等、この件につきましては、また今後の研究課題ということにさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。かなり魅力的な地域を、どう人を呼び込むかということはどういふ大事じゃないかなと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、次に移らしていただきます。認知症予防と対策についてでございますけれども、先ほど市長の答弁にありました基本チェックリスト、脳の若返りの教室ということがございました。対象とされているのは、どのような方でしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 脳の若返り教室の対象者の関係でございますけれども、基本チェックリストによりまして、閉じこもり予防、あるいは認知症の予防、鬱病の予防が必要とされたと判定された方々が対象となります。市におきましては、対象になった方々に脳の若返り教室の案内を送付し、希望する方に実施をしているといった状況でございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） 今回の対象者ということでしたけれども、この対象者というのは大体、人数というのわかりますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 26年度の実績でございますけれども、一応、事業対象者として、閉じこもりの予防という項目では400名ほどの方、認知症の予防という方では1,800名の方、鬱の予防という方では、やはり同じく1,800程度の方が対象者としてなっております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） それでは、認知症の予防についてですけれども、認知症予防についてどのようなことが必要であると考えていますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 認知症の予防でございますけれども、やはり日ごろの生活習慣の中で、食生活に気をつける、あるいは適度な運動をする、また趣味活動を行う等々、生活を楽しむ、あるいは人と積極的に交流をしていくといったところが必要になるというふうに考えてございます。こうした認知症の予防の必要性や効果については、市といたしましても普及啓発を図っていききたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） それでは、今後の取り組みについてお聞かせいただきたいと思ひます。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 今後の取り組みでございますけれども、市におきましては全般的に第6期介護保険事業計画の中におきまして、認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らし続けるというような観点から、予防の早期発見あるいは早期対応、御家族の支援などの取り組みを進めていくということと、認知症の方を、認知症の高齢者の方を見守っていくと、そういう地域づくりなど、総合的な認知症の対策を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） これ本当にとっても大切なことで、本当に年々ふえていくというのが現状ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

今認知症に関してですけれども、正しい知識やつくり方によって講義を行います認知症サポート養成講座が開かれておりますけれども、市としては今現在の受講者といえますか、サポートの人数を教えてくださいませんか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 認知症のサポーターの人数でございますけれども、26年度末現在で修了者の人数でございますけれども、2,688名の方が修了いたしまして、認知症サポーターとしているということでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） この人数は多いのか少ないのかちょっとよくわかりませんが、実は多摩地域でも認知症サポート講座を、受講がすごい多い地域がございまして、実はあきる野市が人口8万1,000人に対して8,000人を超えて、1割がサポーターになっているという状況があります。ちょっと理由はわかりませんが、やはりこのサポーターというのは、これからまた重要になってくると思います。こういった部分での推奨といえますか、養成講座に対してのPRといえますか、そういったことに関しては、現状はどのような形にしているでしょう。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 普及啓発といった観点だろうと思いますけれども、市民の皆様向けには市報であるとか、あるいはほっとを通してということでございます。また団体向けというのも行ってございますので、そういうところにつきましては事業者の方に機会を通じてPRをしているといったところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

続きまして、認知症の早期発見につながる健康度を知る検査の導入についてお伺いいたします。

これに関してですけれども、済みません、その前に10月からホームページで案内を開始した認知症の気づきのチェックリスト、先ほどお話ありましたけれども、この具体的な内容と事業状況がわかれば教えていただきたいと思ひます。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 10月から市のホームページで開設いたしました気づきのチェックリストでございますけれども、内容につきましては10項目の質問事項がございます。それに回答していただいて、その結果、合計点数が20点以上となった場合に、認知機能や社会生活上、支障があるのではないかということになりまして、その場合には医療機関ですとか、あるいは相談機関への相談を進めるといった内容でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） このチェックリストというのは、各自治体でも、最近、簡易的なチェックリストを開始しているところが多いわけですが、実は先ほど頭健康度をはかるという検査ということでお話し

しましたけれども、先日、埼玉の久喜市に伺ってまいりました。27年度より実施した頭の健康度を知る検査、物忘れ相談プログラムというものがございます。取り組みについて伺い、実際に私も体験をさせていただきました。この検査ですけれども、鳥取大学医学部の浦上克哉氏が開発されて、それを電算化して取り入れたものであります。ポータブル機器で、どこでも簡単に使用でき、アナウンスに合わせタッチパネルで単語を覚える、言葉の即時確認。また、当日の時間や日付を確認する日時の見当識。図形を見て、角度を変えた同じ図形を選択する図形認識など、5種類の検査、約5分程度になります。この検査というのは、とてもわかりやすくなっておりました。対象者は65歳以上で、介護保険法による要支援、要介護認定を受けていない方。久喜市は、5カ所の包括支援センターがありますけれども、全10回実施したそうです。参加者は165人、そのうち陽性者が17人ということで、そのうち10名がフォローにより、認知機能プログラムに参加をしたそうであります。

また相模原市でも、市内29カ所の高齢者支援センターにおける講座や健康祭りなどで、イベントで使用していることです。ぜひ、当市でもデモを行って検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 頭の健康度を知る検査ということでございますけれども、先ほど市長の答弁でもさしていただきましたけれども、新しいシステムがいろいろさまざま開発されているという現状もございまして、引き続き調査をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 私も体験してみて、すごくわかりやすく、やりやすい検査でした。これ5分程度でやりましたけれども、さまざまな種類があるそうですので、これ参考に、ぜひ見ていただきたいなと思います。できれば、ぜひ体験をしていただいて、確認をしていただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の4点目に移らさせていただきます。

公共施設、マンションの団地の安全対策についてということですが、このくい工事の問題について、各自治体も今調査を始めているという、新聞報道でもなされておりますけれども、これに関して市はどの程度把握をしているのか、再度お伺いしたいと思います。

○建築課長（中橋 健君） お答えします。

先ほど市長からの答弁にもございましたとおり、市の公共施設につきましては、過去10年間に於いて第二小学校の校舎増築工事、また中央公民館の耐震補強工事において、くい工事を実施しております。その中では、工事監理や工事の検査において、適正に施行され、安全であることを確認しております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） このような、今、全国的に広がっている問題ですが、これに関して市民からの問い合わせというのはないのでしょうか。市民の問い合わせはないのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 旭化成のくいの流用の問題で、マスコミ等で取り上げられまして、市民の方もいろいろ御不安を抱えているかと思いますが、市に直接この件についての問い合わせというのは、今のところ1件もございません。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） このような市民の相談ですが、これに関しては相談窓口というのは、国とか都ではないのでしょうか。おわかりになりますか。

○都市計画課長（神山 尚君） くい問題に関する相談の窓口でございますけれども、国土交通省のほうで公益財

団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターというのがございまして、そちらの電話相談窓口を増強し、マンション等の基礎工事に関する相談を受け付けているところでございます。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) 今いろいろ調査を確認してみますと、やはり各マンションに関しての結構相談があると聞いております。先ほど答弁でも、マンションは民間ですので、その地域でということでしたけども、ぜひそういった部分での相談等も、市のほうで確認をして、先ほど言った国土交通省のほうに情報を提供するかということではできないのでしょうか。

○都市計画課長(神山 尚君) マンションについてのお尋ねでございますけれど、市のほうは建築確認等の業務を行っておりません。したがって、図面等も持ち合わせておりません。それと、施工の段階にも検査等がかかわっておりませんので、市が主体的に取り組むことは難しいと考えております。しかしながら、国のほうの窓口がございますので、そのような御相談がございましたときには、そちらのほうを適切に御案内したいというふうに思っております。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) 今の現段階でないということですが、今後そういった相談がございましたら、ぜひ進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

これに関しては、今後、改築だとか公共施設ですね、改築、さまざまなことがあると思っております。今後こういった意味で調査をするということはあるのでしょうか。

○都市建設部長(内藤峰雄君) さきに国土交通省からは、この偽装のあった物件の安全性については、書類上で客観的に裏づけられれば、ボーリング調査等といった実施、実態、実地調査をする必要がないというような見解も示されています。今後につきましては、今原因究明を国交省でも進めておまして、その中でなかなかこういう専門の工事になりますと、専門業者がかなり責任を持って施工するというような、建設業界全体の制度的なとか体質的なこともございます。そういったようなところを含めて、再発防止の検討をしていくというようなことがございますので、むしろ今後そのような新しい取り組みといったものがはっきりしてきた時点では、そういったことを注視していて、市の公共工事であればきちんと対応していく、または相談があれば、そういったことをお伝えしていくというようなことに努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) じゃ、それぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、最後に広報活動についてお話をさせていただきたいと思っております。

さまざまな広報活動の強化の推進についてですけれども、私は議員になって7カ月になりますけれども、行事やイベントに参加をさせていただいておりますけれども、感謝とともに毎回感動をしております。その感動を、数多くの市民の皆様にご覧いただきたいと思っております。

先ほど市長の答弁で、広報活動については、市報、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、広報掲示板、民間施設のポスター、チラシを配布しているとお伺いをいたしました。しかしながら、行事、イベントを知らないという市民の声をよくお聞きします。特に新住民への広報が弱い感じをいたします。だからこそ、市民が多く集まる場所への広報活動が必要だと考えております。

以前にもお話をさせていただきましたけれども、マンションの掲示板、スーパー、銀行等のチラシ、またポスターの張り出し等を積極的に行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 各イベントにつきましては、各事業担当課のほうでさまざまな準備がなされます。日程が確定し、その中でのプログラム等が確定した段階で、各担当課からの原稿に基づきまして、今御紹介がありましたような市報ですとか、公式ホームページの掲載がなされます。あとは各PRにつきましては、地元の地域へのポスティングですとか、自治会等へのPRにつきましては、それぞれの課の対応としていただいております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） それでは、各イベントですけれども、どのような工夫をしてPRを実施したのか、教えていただければと思います。

○市民部長（広沢光政君） それでは、僭越ですが、私のほうから、まず代表的なものとして産業まつりでございます。この産業まつりにつきましては、御存じのとおり実行委員会形式で行っておりますので、構成団体としましてJA東京みどりさんを初めとした農業団体ですね、それと東大和市の商工会さん、その加盟の各店舗の方々という形になっております。そういったそれぞれの団体において、加盟店といますか、参加店、そういったところの店頭等におけるポスターですとかチラシの掲出、それ以外は、当然先ほど秘書広報課長のほうからお話がありましたように、市報ですとか、それからホームページ、こういったものへの掲載ということで、どちらかといいますと昔からあるオーソドックスな方法による広報ということで、行っているところでございます。

あと市民部のほうで所管しますうまかんべえ〜祭、これは比較的歴史的には浅いほうになりますけれども、こちらにつきましてはちょっとイベントの内容等にもよるんですが、ちょっと従来と違った形のPRということに取り組んでいるところでございます。特にことしのうまかんべえ〜祭を例にとらさせていただきますと、地域のケーブルテレビでございますジェイコムですね、こちらと、あとハミングホールの指定管理者のほうと協力をいただきまして、現場でのステージ、このステージイベントをライブ放送ということで放映をさせていただいております。ライブですので、それを見ていただいてからお越しになるということも十分可能だということで、なおかつ視聴範囲、かなり広い範囲にこういったPRができたのかなというふうに考えております。

また、先ほどほかの質問でもございましたたまものですとか西武鉄道、こういったところと共催ということで行うことによって、違った意味でのPR、情報発信、そういったことによりかなり効果をあらわしているというふうに思っております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） PR、さまざまな形でしていると思うんですけれども、実は私も桜が丘に住んでるもんですから、東大和南公園、体育館、近くにあります。その地域というのは、やはり新住民が近くに多いわけですね。そういったときに、体育館で何かをやっているという、ただ何かをやっているということで、実際に何をやってるかわからない。当然市報もこれから触れますけれども、市報を見ていない方は、何かあるんですけども、わからないというケースがあります。そういった意味では、以前にお話したように、マンションに対しても、ただチラシを掲示板に張るだけでも、かなり新しい住民のPR効果にもなるんじゃないかなと思います。そういった意味では、そういったことをすることによって、また数多くの方が東大和のよさということを知ることにもなりますし、そういった意味では内外ともにアピールすることになりますけれども、そういう点についてはいかがでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 全体的なことございますので、私のほうから御答弁申し上げます。

各イベントですね、行事等、PRが大変重要だということは、それぞれ担当する部署は、当然のごとく事業を推進、執行していく中で大きなウエートを占めているというふうには考えてございます。それぞれこれだけの組織、体制でございますので、それぞれのイベント、行事等にふさわしいPRというものもございますので、そういうふうな実施方法をとってるところでございます。一概的に、統一的にこういうものというところは、先ほどから申し上げておおり、通常の広報媒体を、それは当然のごとく活用すると、そのほかに工夫を凝らすということだと思います。

今、木戸岡議員のほうからお話のあった、例えば平和市民のつどい、ことしにつきましては戦後70年ということで、特別な年ということがありまして、例年もそうなのですが、周辺の集合住宅あるいは戸建ての住宅、そういうところも周辺の方たちにはいろんな意味で周知を図るということで、当然チラシの配布等、ポスターの掲示のお願いとか、そういうことをしているということでございまして、それぞれのイベント、行事内容に合わせまして、それぞれのふさわしいPRの仕方を今後も研究し、それを実施していくというのが重要であるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) ぜひ、集客力のあるところというのはかなりあります。そういった意味では、ぜひそういったものを利用していただきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

実は先日、東京電力が自治体と協力をして、町なかの電柱を観光スポットの案内役に活用する取り組みを始めることになったというような記事がございました。第一弾として、埼玉県の秩父市と協定を結び、12月より――今月ですね、電柱広告の一部で市のイメージキャラクターが観光施設や公園を案内する、道案内をするという実施を始めたそうでございます。東電は広告収入の増加に、また市は観光客の利便性の向上につながるという狙いがあります。ぜひ、こういったことも参考にさせていただきたいと思っております。近々で行こうと思ったんですけど、時間がなくて行けなかったんですけども、こういうことも始めてるということで、ぜひ参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、市報の各戸配布についてでございますけれども、現時点での配布状況と住民の依頼状況についてお伺ひいたします。

○秘書広報課長(鈴木 尚君) 現在の市民の皆様への市報の配布の状況についてでございます。先ほど市長の答弁にもございましたように、新聞での折り込み、それから御希望をされる方への宅配という2本が一番大きな配布の方法でございます。新聞の折り込みにつきましては、2万5,750部、新聞非購読世帯への宅配につきましては約4,000部ということで現在お配りしております。そのほかには、市内の官公署、モノレール駅、3駅ですとか、西武鉄道の3駅、あとは市内の郵便局各所に市報を40から50部ほど配置いたしまして、市民の皆様が御自由におとりいただけるようになっているところでございます。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。

市報の設置場所なんですけれども、市は公共施設、駅、郵便局に配置しているということで、先ほどございましたけれども、不足した場合、不足した場合の補充というのはされるのでしょうか。

○秘書広報課長(鈴木 尚君) 私ども広報担当のほうに御連絡が入りまして、即座に補充をするという体制になっております。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) こういった補充の連絡というのは、各力所でございますか。

○秘書広報課長(鈴木 尚君) 1階の市民ロビーもそうでしたし、各公民館等でも不足がございますと連絡いただきまして、今までも何回か補充に伺ったという経緯がございます。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) 私、常日ごろ気になっている場所がございます。実はこれは近々で、昨日ですけれども、市内の5駅、玉川上水駅、桜街道、上北台、東大和市、武蔵大和の駅、市報の配置場所と駅長及び駅員さんにお話を聞いてまいりました。先ほど言った以前から気になっていることは玉川上水なんです。玉川上水というのは、当市と立川市と武蔵村山市の市報が置かれております。毎回、数日で完売する状況が多く見受けられます。それをちょっと補充をしているという状況が見受けられないというのがあります。昨日も12月1日号が置かれて、きょう3日ですから、きのうの段階で、2日もたっていない段階で、もう完売の状況でございました。配置場所により、状況のはげの違いがあると思っておりますけれども、当然その駅によって配慮していただいているケースがあると思っておりますけれども、武蔵大和駅、駅長の配慮によって、切符売り場のところに目立つように置かれているので、確認をしたところ減りがやっぱり早いと。桜街道は、改札を入れてすぐのところであり、これも目立つので、それはとっていく率は高いんじゃないかと。しかしながら、上北台駅は改札を出て奥の片隅にあって、ほとんど目立たないところに置いてあるというケースがあります。東大和市の改札の近くにあるんですけれども、目立ちにくいところにあるため、ほとんど減っていないと。特に東大和市というのは乗降客も多いということで、場所を変えればそういった市報を持っていただける方が多いんじゃないかと思えます。東大和の駅員さんときのお話をさしていただいたんですけども、実は東大和市の市報がかなり余るんですというお話をしておりました。当然交渉の余地もありますので、ぜひ交渉をしていただければなと思えます。

あと、また市の市報のはげ状況によって、配布数の調整も必要だと思うんですね。当然今まで月2回、1日と15日ですけれども、当然駅と場所によってもはげのぐあいが、もうある程度わかっているんじゃないかと思えますけれども、それによって玉川上水なら部数を常に多く配布するとか、そういった工夫をぜひしていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○秘書広報課長(鈴木 尚君) 今、木戸岡議員のほうから、各駅の市報の減る状況をお知らせいただきました。たまたま私どものほうでも、玉川上水駅の減り状況は多いということのはつかんでおまして、11月15日号におきましても、既にないという状況があって、先々週ですかね、広報担当の係長が補充に行ったという経緯もございます。このような状況も見えてまいりますと、できるだけ目立つところに置いていただけるというような交渉につきましては、機会を見て各駅のほうにお話をしたいとは思いますが、その減り状況を見まして、せっかく皆さんが手にしていただけるチャンスですので、ゼロになっているということがないように、注意してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) ぜひ早急をお願いをしたいと思います。

この市報ですけれども、配布の経緯ですね、あと他市の状況、また配布にかかる経費等がわかればお知らせください。

○秘書広報課長(鈴木 尚君) 現在は大きくかかりますのが印刷と配布による委託の経費でございます。現状の方法で配布をしておりますと、印刷の部分で約1,000万、それから配布の委託の部分で約1,190万という状況



になっております。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) 先ほど他市の状況ですね、他市の状況をお願いいたします。

○秘書広報課長(鈴木 尚君) 他市の状況につきましては、配布の方法等が、また全戸配布をしておりますり、状況が違いますので、経費または部数も変わってまいりますので、ちょっと経費の比較はできておりません。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) 失礼いたしました。他市の配布状況ですね、お知らせください。

○秘書広報課長(鈴木 尚君) 失礼いたしました。

26市のうちで全戸配布、先ほど木戸岡議員から御提案のありました全戸配布につきましては、18市で現在実施をされております。その他の市につきましては、私どもと同じように新聞の折り込みと宅配でございます。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。

26市中18市が全戸配布ということで、本市もぜひ行っていただきたいと思うんですけども、また新聞を購読していない方の問い合わせ等もふえているということですけども、新聞購読、減少している昨今、市の市民による情報不足が考えられます。だからこそ市報の全戸配布が必要だと思いますが、ぜひ市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○副市長(小島昇公君) 現在は発行日の当日にお手元にお届けをするという趣旨から、新聞折り込み等、希望者の方には宅配という両方の方法で市報のほうは配布をさせていただいております。今いろいろ市の情報を市民の皆様へ、やっぱりタイムリーに漏れなく知っていただくというのが、市報の務めだというふうに認識しております。いろんな御提案いただきました。やはり市民の皆様へ漏れなく届くということの重要性も十分に認識をしているところでありますので、費用対効果、それからやはり1日と15日に市報を発行いたしますので、同じ日に全世帯に届けるということですね、全戸配布をしますと、やはり3日ほどかかるというようなところありますので、エリア、個人によって情報が届く時期が変わってくるというようなところ、そこがちょっとデメリットになりますので、今までも継続もして検討しております。26市のうち18市が全戸配布というようなことも承知しておりますので、引き続きこれについては継続的に検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 当日配布ということを原則ということですけども、26市の18市のところですけども、この18市に関しては状況、おわかりになりますか。

○秘書広報課長(鈴木 尚君) 全戸配布をしております18市におきましては、最短で3日間でお配りされてると。一番長いところでは5日間かかっているという情報をいただいております。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) 全戸配布を当日という原則、それはあくまでも原則なので、そういった意味では、市民にお知らせするためには二、三日かかるという形で工夫して、皆様に全戸配布ということも考えられると思います。実際には、今折り込みを行っておりますけども、実際に折り込みを行わなくて済みますし、やっぱり業者によっては交渉次第でコスト等も改善できるのではないかと思いますけども、いかがでしょうか。

○秘書広報課長(鈴木 尚君) 当然その配布の方法をここで変更してということになりますと、業者も選定に

入りますので、競争していただく形になると思いますので、ある程度のコスト減も見込めるかと思いますが、現在の手法と比べますと、やはりコストの増は否めないという状況でございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） よく企業では対費用効果という部分がありますけれども、やはりこの市報というのは、さまざまな重要な項目とかが行なり、さまざまなことが載っております。そういったことが、まだまだ知られていない現状の中で、経費がかかるということですが、実際にはその経費がかかる上で、それに対しての効果というのはあるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 先ほど副市長のほうからも答弁さしあげたところでございますが、市内全域の世帯に、皆様の御希望の有無にかかわらず、お手元に必ず届くという意味ではメリットはございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） やはり私も今までいろんな情報を、市民の方からいろんなお話をしたりとか、こういう行事がありますよというお話をするんですけども、本当に、特に新しい住民、知らないケースが多いんですね。当然じゃ、市報を見ていないんだろうとか、そういうケースがあることもあるかもしれませんが、当然新聞購読をする方が今減少している中で、そういった意味では、本当にこの大事な情報を1人でも多くの方に伝えるということが大事ではないかなと思います。ぜひ、今後、全戸配布に向けて取り組みを行っていただきたいなと思っております。

以上の項目を前向きに、さまざまきょう質問させていただきましたけれども、ぜひ前向きに検討していただけるものと期待をいたしまして、私の一般質問は終了いたします。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、木戸岡秀彦議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 上 林 真 佐 恵 君

○議長（関田正民君） 次に、3番、上林真佐恵議員を指名いたします。

〔3 番 上林真佐恵君 登壇〕

○3番（上林真佐恵君） 議席番号3番、日本共産党、上林真佐恵です。通告に従いまして、一般質問を行います。

大きな1番といたしまして、生活保護の申請と利用について伺います。

規制緩和による非正規雇用の増加、消費税増税などの影響で、国民の暮らしは厳しさを増しており、現在国内で生活保護を受けている人は約217万人、約163万世帯と年々ふえています。憲法25条に明記されているとおり、全ての国民には健康で文化的な最低限度の生活を送る権利があり、国と自治体には、国民の最低限度の生活を支える義務があります。

そこで、伺います。

①東大和市内で生活保護を受けている方々の実態について。

②東大和市における生活保護の申請の方法について。

③医療券の取り扱いについて。

④必要な人が保護が受けられないということのないように、東大和市としてできることについて。

大きな2番といたしまして、生活保護基準額引き下げによる就学援助への影響について伺います。

2013年から段階的に生活保護基準額の引き下げが行われており、96%の生活保護世帯が影響を受けていると

言われています。東大和市において、就学援助の認定基準は、生活保護基準額に一定の係数を掛けたものであるため、引き下げにより就学援助の対象が狭められていないかどうか、市の現状と対応について伺います。

①東大和市における就学援助の認定基準（準要保護認定基準）について。

②生活保護基準の引き下げが始まった2013年8月以前との比較について。

③生活保護基準引き下げによる就学援助の影響と市の対応について。

3番といたしまして、特別支援教室の導入について伺います。

東京都教育委員会では、平成28年度から児童が通う通級指導学級にかわり、教員が学校を巡回する「特別支援教室」を導入するとしています。そこで、伺います。

①特別支援学級に通う児童・生徒の実情について。

②制度変更の趣旨について。

③制度変更の課題について。

大きな4番といたしまして、悪臭のする学校トイレの改修について伺います。

①悪臭への対応について。

②保護者からの要望について。

③今後の改修の計画について。

壇上での質問は以上です。再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。よろしくお願いたします。

〔3 番 上林真佐恵君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、生活保護受給者の実態についてであります。東大和市における生活保護の実態につきましては、平成27年10月末現在で受給者数1,859人、保護世帯数1,277世帯となり、世帯類型別では、高齢者世帯が590世帯、障害者世帯が151世帯、傷病者世帯が205世帯、母子世帯が109世帯、その他世帯が216世帯等となっております。

次に、生活保護の申請の方法についてであります。生活に困窮した場合に、御本人または御親族の方から、生活上のさまざまな問題や実情を伺います。その上で生活保護の制度の内容や仕組みを十分に理解していただくことに努め、申請の意思を確認した上で受け付けをしているところであります。

次に、医療券の取り扱いについてであります。生活保護を受けている方が病気やけが等で医療機関に通院し治療する場合には、国民健康保険証にかわって医療券を持参する必要があります。通常は生活福祉課の窓口で申請し、発行された医療券を生活保護指定医療機関に提出して受診していただきます。休日、夜間については医療機関に口頭で説明の上、後日、医療券を医療機関に提出していただく等の取り扱いをしております。

次に、生活保護が必要な方への対応についてであります。市報及び市公式ホームページにより、制度の周知や民生委員、社会福祉協議会、高齢者ほっと支援センター、くらし・しごと応援センターそえるを初めとした各種相談窓口等との連携を図っております。

次に、生活保護基準の見直しに伴う就学援助制度への影響についてであります。生活保護基準につきましては、平成25年度から3年間で段階的な見直しがされております。就学援助制度のうち、生活保護世帯であります要保護者につきましては、見直しによる影響が出ておりません。市の単独事業の対象世帯であります準要保護者につきましては、個別の対応をしております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

す。

次に、特別支援教室の導入についてであります。東京都では平成28年度から平成30年度までの間、全ての小学校に特別支援教室を設置し、1人でも多くの児童が在籍学校できめ細かな支援を受けられるように、児童が通級する方式から教員が巡回する方式に変更するものであります。市では、これを受けまして、平成28年度から市内の全ての小学校に特別支援教室を設置することといたしました。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、小中学校のトイレについてであります。快適な環境のもとで施設が利用できることは大変重要であると考えております。引き続き適切な施設整備に取り組んでまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、生活保護基準の見直しに伴う就学援助制度への影響についてであります。生活保護基準は激変緩和措置として、平成25年8月1日の第69次改定、平成26年4月1日の第70次改定、平成27年4月1日の第71次改定の3段階で見直しながされております。当市における認定基準の時点につきましては、年度途中の法改正によって、申請時期による不利益や手続の混乱が生じないように、前年度の3月31日と規定しております。今年度につきましては、平成26年4月1日の第70次改定基準を用いております。また認定基準の倍率につきましては、収入ベースで生活保護基準の1.3倍としております。

次に、平成25年8月1日の改定基準以前との比較につきましては、基準額の総額は引き下げられましたが、計算対象となる世帯の収入月額控除額の上限がなくなったことにより、世帯構成と収入額の合計によっては、否認定から認定になる場合もございます。

次に、市の対応につきましては、審査の結果、否認定となった場合でも、見直し前の基準で再計算するなど、今回の生活保護基準の見直しによる影響の有無を確認し、個別に丁寧な対応を図っております。

次に、現在の特別支援学級の状況についてであります。特別支援学級は通常の学級では学習の定着や学校生活への適応に課題が見られる児童・生徒に対し、一人一人のニーズや発達のぐあいなどに応じたきめ細かな個別指導を重視する学級であります。当市におきましては、固定制の特別支援学級が小学校に2校、中学校に2校設置してあります。また通常の学級に在籍しながら、学習面や行動面において課題があり、一部特別な支援が必要な児童・生徒が週1回程度通級する通級指導学級が小学校に3校、中学校に1校設置されております。

次に、特別支援教室導入の趣旨についてであります。対象児童及び支援内容は、これまでの通級指導学級と同様でございます。教員が巡回する方式への変更により、他校への移動時間や安全確保の点で、児童、保護者の負担を軽減することができると考えております。また在籍学級の担任との情報交換や連携機会も広がることから、指導内容や指導方法の改善工夫も期待できるものと考えております。

次に、特別支援学級導入に伴う課題についてであります。児童、保護者が安心して利用できるよう検討委員会を立ち上げ、準備に必要な事項を整理しながら、環境整備や教員研修などの対策を検討しております。

次に、小中学校のトイレ改修についてであります。臭気への対策につきましては、平成27年度に第二中学校では専門業者による尿石除去の清掃委託と、第四中学校ではトイレの既存タイル、床に消臭機能のあるシートを張る工事を行いました。尿石除去の清掃委託は、日常的な清掃ではとり切れない臭気や汚れなどに一定の効果が認められることから、定期的な専門業者による清掃の実施も有効であると考えております。平成28年度

からは、においが余り感じられないトイレも含め、予防的に毎年、小中学校15校のトイレの尿石除去の清掃を新たに計画しております。

次に、保護者からの要望についてであります。トイレの改修については、明るくきれいで使いやすいトイレなど多くの要望をいただいております。中でも、特に臭気の改善に加え、便器の洋式化について要望が多くなっております。

次に、今後の改修の計画についてであります。学校施設につきましては、児童・生徒の安全を第一に環境改善に取り組んでまいりました。校舎、体育館の耐震補強工事、普通教室の冷房化を終え、現在、外壁改修工事、内部の非構造部材の調査等に取り組んでおります。大きな予算を伴う大規模なトイレ改修につきましては、非構造部材の耐震化に一定のめどがついた段階で、改めて計画してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時26分 休憩

---

午後 2時36分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（上林真佐恵君） それでは、再質問させていただきます。

なお、再質問につきましては、①の次に③を先にさせていただきまして、②と④につきましては一括で質問させていただきます。

御答弁では、高齢者世帯が590世帯と、ほかの世帯に比べて多いと感じましたが、この5年間の世帯数と人数、その中における高齢者世帯数の推移も教えていただけないでしょうか。

○生活福祉課長（東 栄一君） それでは、この5年間の世帯数と人数の推移につきまして、23年度からは各年度末現在で、それから27年度につきましては、市長答弁ありましたが、10月末現在で改めて申し上げます。

まず23年度、世帯数1,166世帯、うち高齢者世帯458世帯、保護人数1,776人。24年度、世帯数1,198世帯、うち高齢者世帯511世帯、保護人数1,810人。25年度、世帯数1,217世帯、うち高齢者世帯534世帯、保護人数1,809人。26年度、世帯数1,254世帯、うち高齢者世帯578世帯、保護人数1,829人。27年度、世帯数1,277世帯、うち高齢者世帯590世帯、保護人数1,859人。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 高齢者世帯もふえているんですけども、全体として増加傾向にあるということだと思います。なぜ生活保護世帯がふえているのか、市はその背景、原因といいますか、背景をどのように考えているのか教えてください。

○生活福祉課長（東 栄一君） 生活保護世帯の増加の原因をどのように考えているかということですが、一般的には経済、雇用環境が大きく影響していると考えてございます。ただ、先ほどの世帯数の推移から見ますと、23年度末から27年10月までの間で、世帯数全体としては111世帯増加いたしました。一方、高齢者世帯のほうはそれを超えて132世帯の増加となっております。これは他の世帯が微増化、減少の状況の中で、高齢者世帯が抜け出て増加していることを示しているというふうに考えてございます。このため数字から見る限りにおいて、高齢化に相関して高齢世帯がふえているのが主な原因だと考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 高齢化に相関して、高齢者世帯がふえているというのは、一つの要因として理解しました。しかし、やはり根本的な理由としては、壇上でも申し上げたんですけれども、派遣法のたび重なる改悪により、不正規雇用が拡大して、ワーキングプアと呼ばれる労働者の方が増加していることや、加えて消費税の増税、社会保障の後退などが国民の暮らしを年々厳しくしているものと思っています。生活扶助の引き下げや住宅扶助の引き下げなどが、この間、行われているんですけれども、その影響を市はどのように認識されているのでしょうか。

○生活福祉課長（東 栄一君） 生活扶助基準等の見直しにつきましては、一定、低所得世帯の消費実態と、これとの均衡が適切に図られているかどうか、定期的に見きわめるために5年に1度、見直しが行われているところでございます。結果、物価変動等を勘案しまして、厚生労働省が決定しておりますが、その影響につきましては激変緩和の観点から3年間の経過措置を設けて、見直しが段階的に行われるものとして認識をしております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 繰り返しになるんですけれども、日本の政治のゆがみが貧困を生み出して、市民の暮らしは年々苦しくなっているものと思っています。現在、生活保護を受けている方の暮らしも大変厳しいものとなっていて、厚生労働省が平成22年に行った家庭の生活実態及び生活意識に関する調査というものでも、生活を切り詰め、親戚や近所とのおつき合いや社会参加などは極めて限定的で、社会と断絶されて暮らしているという生活保護利用者の実態が明らかにされています。日本共産党としましても、生活保護基準の引き下げには一貫して反対の立場をとっているところです。市としても、生活に苦しんでいる相談者や利用者の方に寄り添い、一人一人に対して懇切丁寧な対応が求められているかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○生活福祉課長（東 栄一君） 懇切丁寧な対応につきましては、そう思っておりますので、そのような形で進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ぜひ、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、3番の医療券の取り扱いについて伺います。

先ほど御答弁にもあったんですけれども、生活福祉課の窓口で申請をして、急にぐあいが悪くなってしまっても、窓口に行くのが困難な場合は、とりあえず受診をして、窓口で保護を受けているということ言えば大丈夫ということだったんですけれども、ほかにも高齢者や障害者など、もともと窓口にとりに行くのが困難な方ですとか、また慢性疾患などがあって定期的に通院しなければならないという方に対しては、どのような対応がされているのでしょうか。

○生活福祉課長（東 栄一君） 高齢者や障害者など、市の窓口までとりに来るのが困難な方の場合につきましては、医療券を郵送するなどケース・バイ・ケースで対応しております。また慢性疾患なので、定期的な通院が明らかな場合で、お医者さんの医療用意見書が提出されたものにつきましては、毎月、市のほうで医療機関へ自動的に郵送するなどの対応をしているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 医療券には期限はあるのでしょうか。

○生活福祉課長（東 栄一君） 医療券の期限につきましては、原則として発行月内となります。

以上でございます。

○3番(上林真佐恵君) 原則的には発行月内ということですが、利用者の方の事情に応じてケース・バイ・ケースで対応されているということで理解しました。

急にぐあいが悪くなった場合などは、病院で保護を受けているということを告げれば大丈夫ということだったんですけれども、ただ知り合いに付き添ってもらったりした場合、病院の窓口で自分が生活保護を受けているということを言いつらいという方もいらっしゃると思います。そういった意味でも、最初から郵送してしまうとか、通常健康保険証のように利用できる医療券というものが、利用者のニーズに合っているかなと思うんですけれども、医療券の取り扱いについては自治体で独自の運営ができる仕組みなのでしょうか。

○生活福祉課長(東 栄一君) 医療券の取り扱いにつきましては、実情に応じて個別対応するケースもありますが、基本的には全国共通に実施している制度ですので、基本的には自治体独自で運用ができる仕組みにはなっていないと認識してございます。

以上でございます。

○3番(上林真佐恵君) 生活保護制度というのは、壇上でも言ったんですけれども、憲法25条に明記されている健康で文化的な必要最低限度の生活を保障するものです。とりわけ医療券の問題というのは命にかかわることであり、生活保護の利用者の方というのは健康に問題を抱えている方も多いかと思います。利用者の方の実情に合わせて、個別対応をとってくださっているということですが、今後も利用者の方々にとって使いやすい医療券のシステムというものを研究していただいて、利用者の方が必要な医療から遠ざけられることのないように要望いたします。

続きまして、2番の質問ですが、生活保護の申請の方法について御答弁いただいたんですけれども、具体的な流れについても教えていただけないでしょうか。

○生活福祉課長(東 栄一君) 生活保護の相談や申請につきましては、窓口で声をかけていただければ、随時、面接相談は受け付けています。電話で事前に相談日時の予約をとられる方もいらっしゃいますけれども、予約がなくても対応してございます。まずは生活上のさまざまな問題の実情をお伺いしまして、あわせて当市で用意したしおりに基づいて、生活保護制度の内容や仕組みを説明してございます。その上で生活保護の申請意思が確認できれば、申請書を交付をして、その後の手続を進めていくと、そういうことで、方法で行ってございます。

以上でございます。

○3番(上林真佐恵君) 他市で実際にあった例では、申請に来た方に申請書を渡さないという、いわゆる水際作戦というような事例も御存じかと思えます。この水際作戦によって、生活保護が申請できず餓死してしまったという事例なども大きな問題になりました。当市でも、窓口に来たけれども、申請には至らなかったというケースは、年間どの程度あるのでしょうか。昨年、1年間の件数を教えていただけますか。

○生活福祉課長(東 栄一君) 昨年、1年間では、相談件数が408件、申請を受理した件数は144件でございます。

以上でございます。

○3番(上林真佐恵君) 平成26年度の件数で、相談件数408件に対し、受理件数が144件ということですので、割合にしてみますと大体3割強ということになるかと思えます。窓口で相談に来た方のうち、大体7割ほどの方は申請しなかったということになると思うんですけれども、その申請されなかった主な理由について教えて

いただけないでしょうか。

○生活福祉課長（東 栄一君） 相談件数と受理件数の差の主な理由ですが、相談に来られてすぐ申請というのは、緊急の場合で実はそんなに多くありません。どちらかといいますと、2度、3度と相談に来られて、よく考えた上で申請に至るといったケースが多いですし、将来の不安のために、とりあえず生活保護の制度の仕組みが知りたいということで来られる方もおられます。相談件数は、延べ件数としてカウントいたしますので、例えば同じ方が3度、来られて申請した場合については、相談件数は3件、申請件数1件というふうにカウントしますので、こうしたことから相談件数に対する申請件数の割合が3割強程度になっているのではないかと考えてるところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） また、申請はしたんだけど、保護決定されなかったという件数と、またその理由については市は把握されているのでしょうか。

○生活福祉課長（東 栄一君） 申請後の保護の要否判定の結果、保護決定されなかった件数は、昨年、26年度では3件でございました。理由につきましては、いずれも境界層該当証明というのを発行することで、保護を要しないことから却下したものでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 先ほど1人の方が二、三回相談されて、申請意思が確認されれば申請書を交付しているという御答弁だったんですけども、市としては利用条件のある方については、適切に申請が行われているという、そういう認識を持たれているということによろしいでしょうか。

○生活福祉課長（東 栄一君） そのように認識してございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） では、その適切な対応を担保するため、市ではどのような工夫や努力をされているのか教えてください。

○生活福祉課長（東 栄一君） 生活保護の相談申請のために窓口を訪れる方は、経済的な困窮に加えてさまざまな精神的悩みや生活上の問題を抱えていることが多々あるという状況から、なるべく相談者の置かれた状況を理解して、懇切丁寧な対応を行う必要があると考えてございます。また生活保護制度の内容や仕組みを説明をして、理解を得ることがとても重要なことですので、現在、申請、相談に際しましては専従の面接相談員を配置をして適切な対応に努めているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 御存じのとおり、国全体としての生活保護の利用率、捕捉率ですね、2割弱と言われていて、先進国の中ではかなり低い利用率となっています。東大和市においても、生活に困っていて利用できる条件もあるのに、窓口申請に来ていないという方が、恐らく多数いらっしゃると思うんですけども、市はそういった方がなぜ申請に来ないのかということ、どのように分析しているのでしょうか。

○生活福祉課長（東 栄一君） ちなみに、生活保護の捕捉率につきましては、以前、厚生労働省が平成22年に生活保護基準未満の低所得世帯数を推計しております。そのときに活用する統計データからは、生活保護の受給条件を満たすかどうか分からないという技術的な問題があるということで、いわゆる捕捉率を推計することはできないというような解釈をしているようです。市としても、実態として捕捉率の現状ではつかんでおりませんが、仮にその申請まで至らないとしたら、その理由としては、例えば現状の制度がいろいろ制約が多いで



す。自動車の保有、原則禁止とかいったそういったものがありますし、そういったことで利用を嫌う方もおられますし、それから生活保護を受けることに対する一般的な引け目や負い目のような意識があるのではないかというふうに認識してございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 確かに昨今、マスコミにより不当な生活保護バッシングというものが行われていて、不正受給のことばかりが取り沙汰されていたり、ワーキングプアと呼ばれる人たちよりも、生活保護を受けている方がいい暮らしをしているかのような報道がされている面があるかと思います。しかし、実際には不正受給は全体のわずか2%で、その内容も高校生の子供のアルバイト代を申告しなければならぬことを知らなかったなど、必ずしも悪質とは言えないケースも含まれています。また高校生のアルバイトそのものについても、学費のためのアルバイトは収入認定しないというような措置もとられていると思います。働く貧困層と言われるワーキングプアの方々よりも、ぜいたくな暮らしをしているというような報道も一部見受けられましたけれども、ワーキングプアの方々が生活保護受給者よりも厳しい暮らしを余儀なくされているということこそが問題だと思います。生活保護に対する誤解から、生活に困窮している方が、セーフティネットから取りこぼされるというようなことは、絶対に起きてはならないことだと思いますが、このようなことを防ぐために市民にどう周知していくのか、市の責任として真剣に考える必要があるかと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○生活福祉課長（東 栄一君） 保護が必要な方に対するフォローにつきましては、私どもとしても大変重要な点であるというふうに認識してございます。現在は年1回の広報の掲載と、それから市公式ホームページに、生活保護制度に関する情報を掲載し、周知を図っているところでございます。また保護を必要とする方の情報が、私どもの窓口のほうにつながるように、関係部局や関係機関との連携を図っているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 私も広報を実際に確認させていただいたんですけども、記事の大きさとしては、正直ちょっと余りにも小さいかなというふうに思いました。生活保護制度という題名で、暮らしにお困りの方へという表題で書いてあるんですけども、どういった方が利用できるかとか、そういった詳しいことは書かれてなかったです。あわせてホームページのほうも拝見したんですけども、例えば生活が苦しくて、もう自分の力ではどうしようもないから、生活保護を申請してみようかと思っても、果たして自分に利用できる条件があるのか、そういったことが書かれていないので、困っていても窓口に行ってもいいものかどうかわかりづらいのではないかと思います。

私も以前は誤解してたんですけども、生活保護というのは何らかの事情があつて働けない方など、収入が全くないという方しか利用できないというふうに私も思ってたんですが、実際には違って、働いて収入があつても、基準額に満たない部分が扶助として支給されるわけです。捕捉率が低い理由の一つには、生活に困窮していても、わずかでも収入があるために、利用資格がないと誤解してらっしゃる方もいるかもしれないと思います。仕事はしているけれども、生活費が足りず困窮している、生活保護を必要としているという方が保護から漏れないようにするためには、ちょっと現在の周知の仕方では不十分ではないかと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○生活福祉課長（東 栄一君） 生活保護制度の周知が大事だということにつきましては、本当に認識しているところでございますが、生活保護の受給のほうは、権利である一方、いろんなさまざまな制約や義務もありま

して、文面による周知はなかなか誤解を生みやすいというふうに認識をしています。このため、現在ではですよ、できる限り簡潔な文面としまして、実際に相談に来てもらうことを重視してるところでございます。

以上でございます。

○3番(上林真佐恵君) 例えば小さい囲みでもいいので、年に1回ではなくて、市報には毎回、生活保護について相談に来てくださいというようなお知らせを載せるとか、年に1回か2回は大きく紙面を割いて、こういう条件の方が利用できますというような感じで、さまざまな世帯のパターンを載せて周知を図るというようなことも考えられると思うのですが、いかがでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) 市報につきましては、今課長のほうから御答弁もさせていただきましたけれども、やはり文面による周知というのはなかなか難しいというふうに考えております。生活保護を受給されてる方たちの中には、なかなか文書だけでは御理解いただけないので、やはり会って懇切丁寧に御説明をさせていただく中で、御理解等、深めていただくというような場合もございますので、市報等を使って文面で大きくというのは、ちょっとなかなか難しいのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○3番(上林真佐恵君) 周知することの大切さについては、認識されているということですので、生活に困窮している市民の方が、生活保護というものがどういう制度なのか、どんな条件の人が利用できるのか、利用するためには具体的にどんなことをすればいいのか、もっとわかりやすく理解できるような内容に、いずれにしても努めるべきではないかと思えます。

先ほど②の質問のところ、市のほうでも適切に対応されているということでしたが、内部努力だけでなく、それを担保するために誰でも申請ができるように、窓口申請書を置いていくとか、また申請書と一緒に制度のことをわかりやすく説明したパンフレット等を置くなどの対応は、行政でできる努力として最低限求められるものではないかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○生活福祉課長(東 栄一君) 窓口申請書やパンフレットを置くことについてでございますが、生活保護の申請を受理いたしますと、原則、2週間以内にその保護の要否を判定し、決定しなければなりません。この際、生活実態を把握するための居宅訪問ですとか、資産や収入状況の調査、あるいは親族に対して扶養の援助ができるかどうかといった調査が行われます。窓口申請書等を置くことで、例えば証明書類をもらうような感覚で申請書が提出されてしまうことで、その後の調査や受給後のさまざまな義務についての認識不足から生じるいろんなトラブルの発生を一番に私どもとしては懸念をしてるところでございます。このため、まずは相談の段階で生活保護制度の仕組みを十分に理解していただきまして、本申請の意思を確認した上で申請書を交付しているところでございます。

以上でございます。

○3番(上林真佐恵君) 先ほども少し申し上げたんですけれども、マスコミなどでも報道されているとおり、他市では、いわゆる水際作戦という、申請書を渡さないことで申請を受け付けないようにするというような対応が問題になっています。例えば千葉県銚子市でも、皆さんも御存じかと思いますが、シングルマザーの母親が県営住宅の家賃を滞納して、立ち退きの強制執行当日にひとり娘を殺害してしまうという、大変痛ましい事件がありました。母親の収入は100万円ほどで、事件の前に2度、役所に相談に行ったそうですが、1度目はパートの収入を理由に申請させてもらえず、2度目も生活困窮が明らかであるのに制度の説明を受けただけということがわかっています。そのほかにも、本人が申請する意思があれば、必要な書類を用意できなくても、

申請自体は受け付けなくてはならないという制度であるにもかかわらず、申請書をもらうまでに3週間もかかった例ですとか、申請を妨害する違法な対応をしたとして裁判で賠償を命じられた例もあります。行政には、申請を援助する義務もありますので、生活に困っている人が窓口を訪れた際に、せめてすぐわかる場所に申請書とパンフレットを置いておくという程度の努力でしたら、すぐにでも実現可能ではないかと思います。他市の事例とはいえ、行政の誤った対応によって申請権を奪われるという事例が現実には起きているわけですから、これは最低限の担保なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 申請書やパンフレットを窓口においてほしいというようにお話ですが、先ほども課長のほうから御答弁させていただきましたけれども、やはり生活保護制度につきましては、きちんとその仕組みを御理解いただくということが大変重要でございます。通常のサービス受給とか、証明書の発行とかとはやはり違う制度でございますので、十分に御理解をしていただいた上で、権利ではあるけれども、その分きちんと義務も生じてくるというようなことも御理解いただくようなことが必要でございますので、職員や相談員を介してお話をさせていただいて、きちんと制度の御理解をさせていただいた上で、その上で申請書をお渡しして、その後の起こる可能性があるトラブルなども回避させていただくというようなことで、その後の生活保護を受給して以降のケースワーカー等との信頼関係や、支援体制が円滑に構築できるというふうにご考えてるところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 繰り返になってしまうんですけれども、派遣法の改悪による非正規雇用の拡大ですとか、年金や社会保障の後退など、現在の政治のシステムそのものが生活困窮者を生み出していると考えています。このような社会のシステムを変えない限り、生活困窮者は今後ますますふえていくものと思われ、今の政治を変えない限り、根本的な解決にはならないと思うんですが、それと同時に、目の前にいる生活困窮者に救いの手を差し伸べていかなくてはならないと思います。生活保護制度を必要としながらも、制度の利用につながらないという方々をなくすために、東大和市としてももっと制度をわかりやすく周知する、申請しやすくするということは、すぐにでも可能なことだと思います。制度を必要としている方が、セーフティネットにより生活を立て直し、自立に向かうためにも、市でも実現可能なことはすぐに対応していただくことを要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、生活保護基準引き下げによる就学援助の影響についてですが、ちょっと確認なんですけれども、就学援助の認定基準につきましては、生活保護基準の1.3倍ということなんですけれども、その生活保護基準自体が平成25年8月から段階的に引き下げられているわけで、東大和市としては1年おくれて国の基準を用いているということだと思うんですけれども、いずれにしても認定基準が引き下げとなっているので、その点についてもう一度確認させてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 就学援助の認定基準につきましては、計算式の一部に生活保護基準を用いております。したがって、生活保護基準に見直しは認定基準にも影響があると、そのように認識しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 生活保護基準の引き下げに連動して、就学援助の対象者が狭められることのないように、先ほど1.3倍で変えていないということでしたが、もう一度確認させてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 1.3倍のまま、現状維持としております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 先ほど御答弁で、世帯の収入月額控除額の上限がなくなったために、引き下げ前の基準では控除の上限を超えてしまった世帯については、控除額がふえることで基準額自体は下がって、否認定から認定になった場合もあるということでした。なのですが、控除の上限を超えてない場合ですね、もともと控除の上限を超えてなかった御家庭については、引き下げ前と引き下げ後では収入による基準額が変わらないと思いますので、そうしますと生活保護基準が下がってしまったことによって、逆に認定だったものが否認定になってしまうケースもあったかと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 認定から否認定に転じるケースも生じると考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 先ほど細かい、この制度の引き下げ、引き下げによって否認定から認定になった場合でも、見直し前の基準で計算するとか、いろいろ個別に対応していただいているという御答弁があったんですけども、これは暫定的な対応なのか、それとも今後ずっとこのような対応をしていただけるのかどうか、確認させてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 生活保護基準の見直しによる影響が出ないように、今後も努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ぜひ、今後とも世帯のケースに応じて丁寧な対応をお願いしたいと思います。

続きまして、3番の基準引き下げによる就学援助の影響と市の対応についてですが、現在のところ大きな影響がないように個別の対応をされているということでしたが、今後も引き続き引き下げにより就学援助の対象となる方が狭められないよう、慎重に対応していただくとともに、高過ぎる学費などが理由で苦しい生活をしている子育て世代が安心して子育てできるように、就学援助そのものの拡充、所得基準の引き上げですとか、就学援助の対象となるものの引き上げですね、9月議会でも取り上げたんですけども、例えばPTAの費用ですとかクラブ活動の費用ですとか、そういう対象を広げていくということも図るべきだと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 今後も就学援助制度の周知、啓発を十分図りながら、丁寧な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 繰り返しですけれども、就学援助については、援助を必要とする家庭に周知が、援助を必要とする家庭に就学援助そのものがちゃんと届いているのか、市の責任で把握し、対応することが必要であると同時に、就学援助そのものの拡充が求められてると思います。また9月の一般質問のときも、私も取り上げたんですけども、市民の命、とりわけ未来ある子供たちの健康と教育を保障するということは、行政の最重要課題であり責任であると思います。全ての子供たちが安心して学習に取り組めるよう、就学援助制度を保護者にとってもっと使いやすい制度にできるようにすること、また就学援助制度そのものの基準の引き上げや対象の拡大を強く求めまして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、特別支援教室の導入についてです。

特別支援教室、今の現在の特別支援学級ですね——に通う現在の通級の児童・生徒の実情についてですが、現在は週1回程度、通級する通級指導学級が小学校では3校あるということですが、通級に通っている児童は

市内に何人ほどいるのでしょうか。また各校の児童数の内訳と学級数、授業数を教えてください。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 内訳でございますが、先に全体で市内小学校では92人、12月1日現在、利用していただいております。内訳でございますが、第二小学校、33人、第六小学校、40人、第七小学校、19人という形になっております。学級につきましては、年度当初の利用児童数を10人で割り戻した数が学級という、そういう学級編制になっておりますので、第二小学校につきましては4学級、第六小学校も4学級、第七小学校は2学級という形になっております。また授業時間につきましては、1人当たり週1回という形で利用をいただいております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** ありがとうございます。

職員配置については、各校でどのようになっているのでしょうか。具体的な教員の人数を教えてください。また担任のほかに加配などはあるのか、そちらも教えてください。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 教員配置につきましては、1学級1人という計算になりますが、東京都のほうでは学級プラス1名を加配しておりますので、今の現状では二小は4学級ですので、加配を加えて教員は5名、第六小学校も同様に4学級プラス加配で5名、第七小学校につきましては2学級プラス加配で3名と、そういう体制になっております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 私も先日、六小のけやき学級の公開授業を見学させていただいたんですけども、ちょうど個別指導の時間で、先生と児童がマンツーマンでゆったりと学習に当たっていて、とてもきめ細かい指導をされているなというふうに感じました。これまで東大和市は、通級指導学級を進めてきたわけですけども、通級ならではのメリットということで、市が認識されていることがあれば教えてください。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 通級のメリットとしましては、児童一人一人の課題や発達段階に応じたきめ細かい指導ができること、また小集団の指導を通じまして、当該児童が苦手とする集団の中での適用方法、またコミュニケーションの仕方、そういった社会性スキルも養われることが考えられます。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 通級に通う児童というのは、主にアスペルガー症候群であるとか、ADHDといった友達や先生が考えていることを推測するのが苦手であったり、自分の気持ちを言葉でうまく表現できなかったり、一つのことに集中できなかったり、じっとしていられなかったりというようなことがあるかと思えます。こうした困難を抱えた児童が、小集団の活動ですとか個別授業の中で、仲間との関係とともに社会性を育ててきたという成果があるかと思えます。通級に通っている児童は、在籍校とは違う環境や人間関係の中で活動するからこそ、気持ちの切りかえができていう面もあるかと思えます。保護者にとっても、送迎は確かに負担だと思うんですが、送迎の際に担任の先生と話したり、親同士、交流したり、保護者自身も通級学級に愛着を持ってこれたという面もあるかと思えます。どの子、どの方も多かれ少なかれあると思うんですけども、保護者、みんな自分の子育てには自信がなくて、発達障害がないお子さんであっても、日々、自分の子育てがこれでいいのかどうか、お子さんが学校でうまくやっているのかどうか、お友達と仲よくやっているのかかなど、あれこれ悩んでいるかと思えます。とりわけ発達障害を持つお子さんの保護者は、なぜうちの子はほかの子と違うのかとか、ほかの子ができてることがなぜできないんだろうというようなことで、とても苦しんでいる場合も多いかと思えます。しかし、そういう同じような悩みを持つ保護者や、同じような困難を抱えるお子さ

んとかかわることで、自分ちの子だけじゃないんだなというふうに、心が軽くなるということも多くあるかと思えます。在籍校ではなくて、あえて別の環境を望むという児童や保護者もいると思うんですけども、今後も通級という制度も残るのでしょうか、教えてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 通級指導学級という言葉、制度は28年4月からなくなることとなります。ただ、今お話がありましたように、いわゆる通級ということで、今後考えている拠点校、通級指導学級が置いてある学校に通うというところの仕組みにつきましては、児童一人一人の特性ですとか課題に応じて、通える仕組みを残したいと、そのように考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 通級という名前はなくなるんだけど、実際は拠点校に通うということができるということと、あとそれは経過措置ではなくて、今後もずっと利用できるというそういう理解でよろしいのでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 制度として位置づけております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ぜひ、児童にとっても、保護者にとっても最善の選択ができるように、今後もずっと通うという選択肢も残していただきたいと思えます。

続きまして、②に移りますが、この導入のメリットについて御答弁いただきました。全ての小学校に特別支援教室ができるということ自体は、私もとてもすばらしいことだと思っています。送り迎えをしなくていいということで、保護者の負担が減るということは言うまでもありませんが、在籍学級の担任の先生との連携という点についても、大きなメリットがあると思えます。ただ、全ての小学校に特別支援教室をつくるというのは、場所の確保を初めとして、かなり大きな課題があるのではないかと思います。東京都教育委員会からは、平成28年から30年の間に移行するというので、まだ来年度からはスタートさせないという自治体もあるかと思うんですけども、なぜ東大和市においては4月からということにしたのか、教えてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 新制度の導入市と、そうでない市も、同様に経過措置として、平成32年度までは平成27年度の配置の教員が市単位に配置をされます。ということで、ここに関しては、そういった差は、メリットはないんですが、新制度に移行することによって、各学校に1名、特別支援教室専門員、東京都の非常勤職員が配置されることとなります。また臨床発達心理士の派遣も得ることができるといったことで、児童、保護者の負担軽減ばかりでなく、人的な支援策が早くから受けられるということを考慮して、初年度からの一斉導入としました。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 先生方のそういう配置のメリットを考えて、4月からの導入ということなんですけれども、教室の確保ということも大きな課題であるかと思うんですが、今、現状予測している支援教室を希望する児童数と各校での支援教室を希望する児童数を教えてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 現在も就学相談を実施をしておりますので、見込みという形になりますが、新1年生、また在校生の利用者を含めて100名程度を見込んでおります。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 児童数100人程度を見込まれているということなんですけれども、全ての小学校に設置するに当たって、各小学校に必要な教室というのは確保できているのでしょうか。10校全ての状況を教えて

いただければと思います。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 各学校には、拠点校は既に現在の通級指導学級がございますので、それ以外の巡回校と呼ばれてる学校につきましては、各1教室、確保するように依頼をして調整しております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** その7校は、もう既にどこの教室を使うか決まってるということですかね。確認させてください。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 現在、備品等、消耗品等の整備も含めて、各学校に調査をかけてるところですが、事前調査の段階では、各学校、教室確保できるというような回答をいただいております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 各校、全部の全ての小学校に支援教室があるとなると、利用したいという保護者、児童もふえると思うんですが、受け入れる人数の制限というものは設けるのでしょうか。先日、11月27日付の都政新報によりますと、希望する児童が当初の見込みよりも多くなるケースもあって、ある区では発達障害の就学相談が爆発的にふえているという報道もありました。教室や職員を新たに確保しなければならないという場合、迅速な対応は可能なのでしょうか。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 本市の場合は、これまでも通級指導学級の利用に関しましては、相談、その他、事前の準備等、丁寧にやっておりました。今回の特別支援教室につきましても、対象の児童は今までと、通級の子供とかわりませんので、同じように丁寧な対応をしていきたいと思っております。ですので、入室の判定会議を今後もしっかりと行いまして、利用が適となった児童につきましては、今までと同様に制限を設けずに受け入れをしていきたいと考えています。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** その場合、教室や職員などを新たに確保しなければならないという場合は、どのように対応されるのでしょうか。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 現在、見込みとしては、各教室、教室の中で工夫をして対応ができると考えております。もし今後それを上回る利用児童数、あるいはそういったカリキュラムが必要になった場合には、現在の拠点校の運用も含めまして、効率的に効果的な運営を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 先ほど教室は、一応決まっているというような御答弁だったんですけども、その各教室には特別な支援が必要な児童が、落ちついて学習するスペースが確保できるだけの広さがあるのでしょうか。特別な支援が必要な児童の多くは通常級で、先ほども御答弁ありましたけれども、大集団でのコミュニケーションですとか、友達との距離のとり方であるとか、自分の気持ちの表現の仕方が苦手であるという児童で、大集団での生活につまずきを感じてしまったケースが多いかと思っておりますので、特別支援教室にはまずは小集団で落ちついて学べる場所、そして教師と1対1で学べる場所というものが必ず必要になるかと思っております。こういったスペースがある教室がちゃんと確保されているのかどうか、また特別支援教室として使う教室にはクーラーが設置されているのかどうか、教えてください。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 各学校の教室につきましては、さきの補正予算でも承認いただきました東京都の整備事業を活用しまして、パーテーション等を配置しまして、1対1の学習環境をつくる予定でおります。また既存の拠点校のように、専門のプレイルームといった広い教室はございませんので、ただこちらにつきま

しては今後、各学校での工夫をした取り組みという中で、例えば体育館を使ってあいてる時間にその時間を設定すると、各学校で工夫した取り組みができると考えております。

クーラーの設置につきましては、教室環境ということで、クーラーが設置されている教室、または比較的涼しい教室を設定していただくように、現在依頼をしております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 現在、決まっている教室でクーラーがない教室というのはあるのでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 現在調査中ではありますが、今手元に届いてる中では、クーラー設置という中で対応ができるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 以前、学校を回って視察させていただいたんですけれども、やっぱりクーラーないとかかなり夏場は暑いという感じでしたので、クーラーについては必ず設置されている教室にさせていただきたいと思っております。

同時に教室の配置ですね、教室の場所という点についても、通級でなく在籍校の支援教室に通うということ、同じ学校内に通うということになりますと、在籍学級のクラスメイトに支援教室に行くのを見られたくないとか、支援教室で実際に授業を受けている様子を見られたくないという児童もいるのではないかと思います。実際にモデル事業として、特別支援教室を導入した自治体で、支援教室の担任をされていたという先生のお話を伺ったんですけれども、在籍級での友達との関係のつまずきから、学校に通えなくなってしまったというお子さんがいて——なんですけれども、通級に通うことで小集団の活動を通して、自分のことを受け入れてくれる仲間とともに活動する中で、やがて在籍級にも行けるようになったというお子さんがいたそうです。しかし、モデル事業がスタートして、在籍校の特別支援教室で授業を受けるようになったことで、在籍級のクラスメイトの目が気になってしまって、結局また学校に行けなくなってしまったというケースもあったと聞きました。特別支援教室の配置については、特にプライバシーの問題ですとか、児童の発達障害の特性に特に配慮すべきだと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 現在、市のほうが推奨しております特別支援教育でございますけれども、障害のある児童、また障害のない児童が、お互いに理解をして、尊重しながらともに学んでいける共生社会の実現を目指したものであるというふうに考えております。そのためにも、児童それぞれが苦手な部分を、苦手な部分とか、または課題、そういうものを持っているというようなことを、クラスメイトにも理解をさせていくというような指導、相手の痛みをわかるというようなことの指導を、通常学級のほうでやっていきたいというふうに考えております。

また、先ほども答弁いたしましたが、対人関係での課題が大きいというような場合につきましては、個人の特性に応じまして拠点校のほうに通うというような制度で対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） もちろん障害のある児童を隠したり、隔離してほしいということを言ってるわけではなくて、少なくともアスペルガー症候群ですとかADHDという場合は、毎週、決まった仲間がいて、複数の先生がいて、いつも同じ教室というものがあって、安心して自分を発揮できて、自分の居場所ということで安心して社会性を徐々に身につけていくということができないのではないかと思います。4月以降も、拠点校に通うこともできるということなんですけれども、これは現在通っている通級に、そのまま通うという選択ができ



るという理解で間違いないでしょうか。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 拠点校を中心に、隣接しているグループでグループ編制しておりますので、基本的には現在、もし拠点校で指導を受ける必要があるといった場合には、今のところに行くことを前提としております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** ぜひ、児童と保護者の要望に沿った柔軟な対応をお願いしたいと思います。

また、教室の課題に戻るんですけども、専用教室でなくて、何か今、既に使っている教室を兼任で使うという場合は、今現在あるんでしょうか。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 現在、回答いただいている学校の中には、やはり学校規模ですとか、児童数によって専用の教室を確保することが難しいということで、少人数の指導教室など、他の教室との併用を希望している学校もあります。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 専用の教室でなく、兼任の教室を使うという場合は、ほかの生徒の出入りがあることも考えられますが、とりわけ特別な支援が必要な児童にとって、ちょっと配慮に欠けているのではないかと思います。落ちついて学習に取り組むべきところが、自分だけ通常級のクラスメイトから、何か切り離されてしまったというような、そういう否定的な気持ちにならないように特に配慮していただいて、できれば兼任の教室ではなくて、専用の教室が必要であると思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 利用時、利用時間帯ですとか、あとは室内の整備、ルールといったところをきちんとしまして、利用するそういった児童の気持ちですとか、そんなものも配慮しながら教室利用を行ってきたいと考えております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** ぜひ、特別教室、支援教室に通う児童が自尊心を失わないよう、できれば専用教室の確保に努めていただきたいと思います。

続きまして、教員の配置についてですが、特別支援教室では1つの学級に何人配置されることになるのでしょうか。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 新しい制度、特別支援教室では、これまでの学級編制という学校ごとの考え方でなく、市全体の利用児童数を10で割り戻した数の先生を、例えば95人の利用児童数の場合には、10人の教員を市全体に配置するという考えでございます。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 現在の通級の場合ですと、先ほども答弁いただいたように、一つの学級、学校当たりに学級数プラス加配の先生が1人ということですので、現在、先ほど御答弁で児童数が92人、通級は3校ということで、それぞれの小学校に33人、40人、19人ずつ児童がいますから、通級学級は10クラス、教員の数は13名ということで、そういう計算になると思うんですけども、今度の制度の場合、市全体の児童10人当たりに教員が1人という計算になるので、同じ92人という児童数でも教員の数は10人ということで、計算上、3人も減ってしまうということになるんですけども、特別な支援を必要とする児童は、先ほども申し上げましたけど、多動があつたりじっとしてられないというような児童もいるかと思っておりますので、教員の数が減ってしまうということで、今までと同じようなきめ細かい指導が可能なのかちょっと心配なんですけれども、その点は

いかがでしょうか。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 新制度では、今説明いたしましたように、市全体での計算となりますが、まず平成32年度までは経過措置といたしまして、現在、平成27年度の教員配置数は確保するというので、当市の場合は13人の先生を5年間は配置をすることができます。経過措置後につきましては、現在の利用児童数が変わらなかった場合には、今説明いただきましたように、10人ということで加配の先生が、各グループで考えますと3つのグループになりますので、それぞれのグループで1名ずつ先生の数が足りないということになります。制度導入と同時に各学校に1名配置されます特別支援教室の専門員ですとか、また巡回相談員、そういった人材も活用しながら対応が可能と考えております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 特別支援教室専門員という方が配置されるということですが、こちらは暫定的なものでなくて持続的なものなのでしょうか。先ほど例に挙げた発達障害の以外にも、さまざまな支援を必要とする児童がいるわけですから、教員の数が少ないと落ちついた指導をするということが大変難しくなるのではないかと思います。また教員自身も、これまで発達障害を抱える児童の教育を専門的にやってきたわけではないという方が担任になるケースもあると聞いています。教員同時で情報交換をしながら、チームとして助け合って教育に当たる必要があるというようなことも、実際に担任をしていた先生から聞いています。教員にとっても、児童にとっても、児童の発達に合ったきめ細かい対応をしていくためには、少なくとも現在の通級制度の教員の数を維持するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** そういったことも含めまして、しっかりと子供、児童たちに影響がないように、一人一人の特性に応じた課題に応えられるような、そういうものを現制度の中で、支援制度の中でやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 質問を先に言っちゃったので、もう一度、その特別支援教室専門員という方が配置されるということなんですけれども、こちら暫定的なものでなくて、今後、持続するかどうか。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 専門員につきましては、各学校、継続的に今後も経過措置ということではなく、配置をされると聞いております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** また教員の先生方の労働条件についてですが、拠点校から巡回指導を行うということなんですけれども、これ1日に大体何校、巡回することになるのでしょうか。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 1日、1校の巡回で、巡回校で指導する場合には、今の時点での想定、検討の段階ですが、朝から夕方まで、その学校に勤務する、そういう予定でおります。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** モデル地区として、導入した目黒区で実際に巡回指導されていたという先生のお話を伺ったんですけれども、自分が休んでしまうと授業がなくなってしまうということで、大変子供の混乱が大きいということをお話しされてたんですけれども、そういう教員の突発的な休暇などに対するバックアップ体制はどのようになっているのでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** これまでの通級指導学級と同様な形で、拠点校の他の教員がフォローをしながら指導、対応に当たるというような形になるかというふうと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 児童にとっても、教員にとっても混乱がないように、適切なバックアップ体制をお願いしたいと思います。

続きまして、保護者や教員への説明ですが、現在、通級へ通っている保護者への説明はどのように行っているのでしょうか。その際、職員配置が変わるといようなことは説明されているのでしょうか。また、保護者の方からはどのような意見や要望が出されたのか教えてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 2学期の初めに、各学校の通級指導学級の保護者会、学期ごとにあるんですが、そちらのほうで説明をさしていただきました。また教員の配置につきましては、人事異動を除きまして、基本的には拠点校の教員が移動しなければそのままというように説明もさしていただいております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） その際、保護者の方から何か要望とかあったのでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） やはり不安というか、新制度ですので、どういうことかということ、幾つか御質問いただきましたので、こちらのほうも個別に丁寧に説明をして、今も継続的なそういった相談はさしていただいております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 現在、通級を利用してない保護者の方への説明はどのように行っているのでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 2学期の開始に合わせまして、全保護者に特別支援教室導入の趣旨、またグループの編成ですとか利用手順につきまして、御案内通知を配布させていただきました。また現在も各学校から、そういった保護者の方からの御質問があった場合には対応していただいたり、主管課である主管部署のほうに御連絡をいただくような、そういう体制をとらせていただいております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時37分 休憩

---

午後 3時47分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（上林真佐恵君） 続きまして、学校の先生への説明はどのように行っているのでしょうか。また現場の先生方からは、どのような意見や要望などが出ているのでしょうか。教えてください。

○学校教育部参事（岡田博史君） 教員のほうは、各学校の校長のほうから、この制度の説明を職員会議等を通して説明をしております。また、これから行う予定なのですが、12月22日に教育委員会主催の教員向けの研修会を開催することを予定しております。ここで教員には、この特別支援教室の制度等、理解を深めてもらうということにしております。またその場でも、いろいろな意見が出てくるかと思っております。まだ教員のほうでも、きちんと理解してない部分等もあるかと思っておりますので、そちらで出た意見や要望につきまして、きちんと対応して改善できるところは改善していくというようなことをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 先ほど検討委員会を開いているという御答弁があったんですけども、これはどのようなメンバーで構成されていて、どのくらいの頻度で会議を行っているのか教えてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 検討委員会の構成ですが、やはり現場のことを一番知っていらっしゃる通級指導学級の教員を、各通級の設置校から1名、また校長会を代表して1名、副校長会から1名、また教育委員会の事務局として、指導室、学校教育課、巡回相談員等で構成されたメンバーで検討を行いました。

5月から頻度はおおむね月1回開催いたしまして、ここで課題整理も行うことができましたので、今後は必要に応じて情報交換等をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） その検討委員会では、どのようなことが課題として挙げられていたんでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） やはり教員の配置ですとか、あとは具体的に新制度に移行したときの巡回の日程、あるいは先ほどお話ししました専門員、外部の人をつけることができますので、そういったものを活用、あとは整備状況と、さまざまな角度から意見が出ましたので、それを整理して、これから学校のほうに周知をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 先ほどちょっと聞き忘れてしまったんですけども、今もお話にあった特別支援教室専門員という方は、どのような資格を持っている方で、その方、拠点校にいらっしゃるんだと思うんですけども、週に何日ぐらい勤務されるのか教えてください。

○学校教育部参事（岡田博史君） 特別支援教室専門員でございますけれども、この専門員につきましては、拠点校、それから巡回校問わず、各学校に1名配置されるということで、週4日の勤務という形になっております。仕事の内容についてなのですが、児童への指導につきましては、単独では行わないというような形になっております。担任等の指導、教員の指示があつてかかわるというようなことはあるかもしれないけれども、単独で子供の指導に当たるということはないというふうに説明がございます。仕事の内容については、教員の連絡調整であつたりとか、授業の記録をとつたりとか、さまざま教材を整えたりというような形になります。そういったこともあつて、資格につきましては、教員として勤務経験があるというようなもの、もしくは教員免許を有する者が望ましいというようなことは、ガイドラインのほうにも記載されております。また特別支援教育に理解があり、小学校の実情に精通している者というようなところが対象となつてきているということでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ちょっと確認なんですけれども、必ずしも教員資格はなくていいということと、あと経験も今ちょっとちゃんと理解できなかったんですけど、経験もあるのが望ましいということなんでしょうか。確認させてください。

○学校教育部参事（岡田博史君） こちらの経験等の資格というところですけども、教員免許を持つてることが望ましいということ、それから経験をしているということ、こちらについては東京都のほうで採用の——採用選考を行います。その中で、東大和市に10校に専門員が配置されるという形になっておりますので、きちんと選考を受けた者が配置になるという形で理解してございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 必ずしも教員でなくてもいいということですので、何かその特別支援教室専門員としての研修ですとか、そういうものはあるんでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 現在のところ、研修というものが必須であるということではございませんが、

市のほうで状況を見ながら、やはり必要な研修はやっていかなければいけないというふうに考えておりますので、またそちらは検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 教室の確保ですとか職員配置について、保護者や教員への説明など、努力をされているようなんですけども、現在まだわからない、はっきりしてない部分もあって、保護者や教員の方は不安も大きいのではないかと思います。これまで通級教室で大切にされてきた小集団でのきめ細かい活動というのは、在籍級では落ちつくことができず、常に動き回ってしまったりして、ちょっと他の児童からは浮いてしまったというような児童が、通級に通うことによって落ちつきと自尊心を取り戻し、通常級でも授業を受けることができるようになったなど、数多くそういうすばらしい成果があったというふうに聞いています。このような現在の通級制度から、特別支援教室へ制度変更するというに当たって、これまで大切にされてきた小集団での活動ですとか、1対1での学習指導というのが保障されないまま、いわば見切り発車のような形で急いでスタートさせるということは、絶対にあってはならないことだと思います。特別な支援を必要とするお子さんの子育てという点では、保護者もまた特別な支援を必要としていると思います。先ほども申し上げたんですけども、自分の子が何かどこかほかの子と違うとか、一生懸命、子育てしているはずなのに、どうしてほかの子ができることが自分の子にはできないんだろうということで、保護者はすごく自分を責めて苦しんでいると思います。そういった家庭に対して、通級でこれまで培われてきたことを、新しい制度でも必ず保障するために、適切な教室、場所の確保であるとか、きめ細かい指導を行うための十分な職員配置であるとか、また教員が安心して働ける労働条件の整備というものが絶対に必要であると思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 特別支援教室の導入につきましては、東大和市におきまして平成26年に策定いたしました東大和市特別支援教育推進計画に、検討ということで位置づけをしておりました。それを受けまして、先ほど来、御説明申し上げましたように、教育委員会と学校の現場と連携しながら、実際に携わってきた通級の指導学級の先生にも入っていただいて検討委員会を重ねて——検討委員会ですさまざまな検討を重ねてまいりました。ここで一定の課題の整理、あるいは対応につきまして整理ができ、方向性を示せることができたという段階まで来ています。さらには、拠点校がございますので、拠点校を中心としたグループの中で、さらに具体的なシミュレーションですとか、導入に向けた準備を検討していきたいと考えています。そのように、引き続き新しい制度に変更になるに当たって、教員あるいは保護者の方、子供たちが、制度が変わるに伴う不安というものが一般的にあるということも考えられますので、その都度、御説明や何なりと相談してくださいということでもやってきていますが、これからも新しい制度が目指すべきメリット、効果が発揮できるように、これからも準備を怠らずにしっかり対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

東京都教育委員会からは、平成30年までにスタートさせればよいということになっているかと思いますが、じっくり時間をかけて環境を確実に整備してからスタートさせるということが重要だと思うんですけども、もう一度その点について御答弁をお願いいたします。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 先ほどの28年の4月から一斉導入をなぜするのかという質問と答えが同じになりますけれども、東京都の教育委員会において、モデル事業、各地区で行い、その成果、課題などを踏まえて

方向性が示されています。新制度の導入によりまして、これまでと変わらないところが多いわけですが、変わるところとしてはやはり児童が、あるいは保護者が通うということから、教員が巡回するということが、そこが大きな変更点でございます。これはやはり児童、保護者の負担の大きな軽減につながるということが、一つ大きい効果と考えられますし、また在籍学級との連携強化が今まで以上に図られるという、そういうメリットも大きいと判断しておりますので、30年度までの期間というのは、東京都から示されておりますが、東大和におきましては28年度から一斉導入ということに向けて、今まで準備をしまいいりましたし、これからも準備を怠らずしっかり対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） では、引き続き必要な教室の確保とか、中の整備ですね、そういうものですか、職員体制の確保、また保護者や教員に対して十分に説明をしながら、丁寧にしっかりと進めていくことを強く要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

最後ですが、小中学校のトイレ改修についてですけれども、こちらについてはきのうの他の議員からの質問でも答弁いただいておりますので、重複する質問については省略させていただきます。

毎年、尿石除去を行っていくという御答弁でしたので、そちらについてはしっかり進めていただきたいと思えます。また以前も質問したんですけれども、場所によってはかなり強いにおいがあって、ちょっと授業に集中できないんじゃないかなというようなところもあったんですけれども、特にそういうところだけでも改修するべきではないかと思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 臭気の最大の原因は、経年による便器や床、また排水管内の尿石の固着等が考えられます。このため、抜本的な改修が必要であると認識しておりますが、大きな予算を伴う大規模なトイレ改修につきましては、非構造部材の耐震化に一定のめどがついた段階で、改めて計画したいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 以前の御答弁では、雨の日は特ににおいが強くなって、晴れの日はどうでもない、そんなに強くないというような御答弁もあったんですけれども、雨が降っているからといって学校は休みになりませんし、どんなときでも天気に左右されず授業は行わなくてはいけないものだと思いますので、児童・生徒が気持ちよく使えるトイレということで、一日も早く尿石除去の工事ですとか、またトイレの改修工事についてもしっかりとやっていただきたいなと思えます。

続きまして、保護者からの要望についてですが、こちらも他の議員からの質問で御答弁いただいておりますので、同じような質問は省略しますが、PTAからもトイレの改修については要望が出ていることです。保護者としては、もちろん耐震工事というのは最優先にすべきことなんですけれども、同時にトイレの問題も児童・生徒の健康にかかわることですから、同じように最優先にしてもらいたいという、そういうことがあっての要望だと思います。特に中学校ですと、思春期のお子さんということで、トイレに行くのを、余り行きたくないの水分をとるのを控えてしまうというようなお話も聞いております。今後の改修予定につきましては、他の議員も何度も質問しておりますので、御答弁もいただいておりますので、再度の質問しませんけれども、市内の児童・生徒が学業に専念するためにも、児童・生徒が健康でいること、またそのための環境づくりというのは最優先にすべき課題ということで、市も十分に認識されているところだと思います。

学校環境の整備につきましては、私も6月議会、9月議会と質問させていただいたんですけれども、特別教室へのクーラー設置が来年度の実施計画に計上されたということで、このことを高く評価いたします。児童・

生徒や保護者を初め、現場の教職員の皆さんもとても感謝されていると思います。ありがとうございます。引き続き市内の学校環境の整備を着実に実施することを求めまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（関田正民君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 中 間 建 二 君

○議長（関田正民君） 次に、18番、中間建二議員を指名いたします。

[18番 中間建二君 登壇]

○18番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。通告に従い、平成27年第4回定例会における一般質問を行います。

まず初めに、3市共同資源化事業について伺います。

当市は、隣接する小平市、武蔵村山市との3市において、小平・村山・大和衛生組合を組織し、昭和40年以来、半世紀の長きにわたって3市共同でゴミ処理事業を行っております。東大和市に隣接する小平市中島町において、この間、焼却施設及び粗大ゴミ処理施設を稼働させてまいりましたが、これらの施設の更新とあわせて当市の桜が丘の暫定リサイクル施設の土地に、新たに3市共同資源化施設を建設しようというのが3市共同資源化事業であります。

東大和市議会におきましては、平成22年3月に小平・村山・大和衛生組合におけるゴミ処理事業の適正な執行と3市共同資源物処理施設建設について抜本的な見直しを求める決議を行い、私が提案理由の説明をさせていただきました。この決議の内容は、次のとおりであります。

1つ、小平・村山・大和衛生組合は、組合が本来目的とする構成3市のゴミ処理事業を安定的に行えるよう、事業の適正な執行を行うこと。

2つ、3市共同資源物処理施設、リサイクルセンター建設については、3市共同資源化推進市民懇談会で出された市民代表の意見を尊重し、白紙を含めた抜本的な見直しを行うこと。

3つ、プラスチックごみの圧縮処理を伴うリサイクルについては、新たに恒久的な施設を建設することだけでなく、民間委託などを中心に低コストで行うこと。

4つ、これらの内容について早期に組合内で合意を図り公表すること。

私は、この決議の内容は、今振り返っても、当市だけではなく、小平市、武蔵村山市の市民の立場においても、広く賛同いただけるものであり、当市議会の意思を明確にあらわしたものであると考えております。

この決議の当時、尾崎市長は今の立場におられませんでした。どのように受けとめておられましたでしょうか。恐らく前議員の立場で御賛同をいただけたのではないかと考えております。

現在、組合及び3市の4団体においては、桜が丘地域の周辺住民を対象に、3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会を設置し、この3市共同資源物処理施設について地域住民の理解を得るための努力がなされているところではあります。私自身、何度か会議を傍聴し、協議会に参加をされている方々から直接お話を伺う限りにおいては、いまだに理解も合意もなされていない状況であると認識をしております。

先ごろ情報提供がありました3市の市長管理者会議においては、今後の施設整備のあり方についての合意がなされ、ゴミ焼却施設の更新場所は小平市中島町の現在と同じ場所とされており、想定施設規模については可能な範囲で減量化を図り、日量243トンを上限に施設規模の縮小化に努めるとされております。私は、焼却炉の更新がなされる方針が示された小平市中島町にお住まいの住民の皆様に対して、当市ができ得る限りの配慮

を行うことは当然のことであり、積極的な取り組みを行うべきと考えます。

一方、3市共同資源化事業を進めるに当たっては、本市議会の決議にもあるとおり、将来の3市の財政負担となる施設の建設については、恒久的な施設を建設することだけでなく、民間委託などを中心に低コストで行っていくべきであるということも、また当然のことであると考えております。

そこで、以下の5点についてお尋ねをいたします。

1として、焼却炉が更新される予定である小平市中島町の住民に対して、本市はどのような配慮、貢献を行うことができるのか。

2、ごみの減量化を図ることと資源化施設を公設で建設することは、ごみの減量効果を得にくい矛盾した政策ではないか。

3、焼却炉と粗大ごみ処理施設の更新、資源化施設の建設には、どのような費用がかかり、本市の負担額はどうか。

4、将来、不必要となる資源化施設への財政負担は、税金の無駄遣いとなるのではないか。

5、想定地への資源化施設の建設について、いまだに地域住民の理解も合意も得られていない現状をどのように考えるのか。

次に、公立昭和病院企業団の構成市としての考え方について伺います。

公立昭和病院につきましても、本市は小平市を中心とした8市の構成市の一つとして、大和村の時代から長い間にわたって病院経営に携わっております。一方、一昨年3月に構成市の一つである武蔵村山市が病院経営からの脱退を表明したことで、病院経営のあり方について改めて問われる事態になっております。本市においても、公立昭和病院の構成市であること理由、目的について再認識をする必要があると考えます。

そこで、以下の点についてお尋ねいたします。

1として、本市が構成市であること理由、目的は何か。

2として、年間約1億円の負担金に見合う効果、実績は何か。

3として、将来、企業団を脱退することはあり得るのか。

次に、災害対策の充実・強化について伺います。

4年前の東日本大震災の発災以来、4年と10カ月が過ぎようとしております。折しも本年は阪神・淡路大震災の発災から20年目の節目の年でもあり、この間の市民の皆様の防災意識向上、また本市における災害対策の充実につきましては、積極的に取り組んでこられたことは高く評価できるものであります。今後さらなる災害対策の充実、強化を図るために、以下の点についてお尋ねいたします。

1として、大規模災害時における一時避難所としての公園の整備と活用について、どのような対策を講じていくのか。

アとして、火災の発生を想定した一時避難のあり方について。

イとして、防災公園の整備の見通しは。

ウとして、公園のバリアフリー化、防災倉庫の設置、防災器具の整備の方針について伺います。

2として、東京都が作成・配布した防災ブックの周知と活用についてどのような検討がなされているのかお尋ねいたします。

最後に、交通安全対策について伺います。

私はちょうど1年前の平成26年第4回定例会において、高齢者の運転免許証の自主返納制度の推進とちょこ



バスの利用券の配布の考え方について一般質問を行いました。あれから1年が経過しましたが、この間も全国各地で高齢者による大きな事故が相次いでおり、人命が奪われる痛ましい事故が発生しております。改めて高齢者の交通事故の未然防止のために、高齢者運転免許証返納制度の推進と、ちよこバス利用券の配布を求めたいと思いますが、市長の見解を求めます。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては答弁を踏まえ自席にて行わせていただきます。

[18番 中間建二君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、焼却炉が更新される予定の小平市中島町の住民への配慮、貢献についてであります。ごみ焼却施設の更新を進める上で、小平市中島町を初めとする地域住民の御理解、御協力は引き続き必要になります。そのため、今後も廃棄物の減量に努め、ごみの搬入量を減らすことが求められます。また焼却施設を小さくするために、資源化に努めることも必要であると考えております。

次に、ごみの減量化を図ることと資源化施設を公設で建設することについてであります。一般廃棄物につきましては、市町村に処理責任があり、みずから実施することが原則とされております。したがって、資源物を含め、処理が必要な廃棄物がある限り、処理施設は必要となってまいります。より小さな施設にするためにも、廃棄物の減量は必要であり、あらゆる機会を捉えて減量化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、焼却炉と粗大ごみ処理施設の更新、資源化施設の建設にかかる費用と負担額についてであります。現在、(仮称)3市共同資源物処理施設につきましては施設整備実施計画を、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設につきましては、施設整備基本計画の策定を進めております。また焼却施設につきましては、今後、(仮称)新ごみ焼却施設整備基本計画の策定を予定しております。いずれの施設につきましても、建設費やその他の費用、また費用負担について今後調整を図ることとしております。

次に、資源化施設への財政負担についてであります。 (仮称)3市共同資源物処理施設では、ペットボトルと容器包装プラスチックの中間処理を予定しております。ペットボトルにつきましては、店頭回収の普及や購入した店へ戻すなど、行政処理量の低減は見込まれるものの、容器包装プラスチックにつきましては、商品の多様化とその需要から発生抑制が難しく、店頭回収等にもなじまない状況になっておりますことから、資源物処理施設の使用がなくなることはないと考えております。

次に、資源化施設の建設における地域住民の理解、合意についてであります。一般廃棄物の処理につきましては、その必要性和あわせて安定した継続処理が強く求められております。(仮称)3市共同資源物処理施設の建設では、施設周辺に対する環境対策を十分に図る必要があると考えております。揮発性有機化合物などの環境面に対しましては、勉強会や施設見学会の実施により理解が進んでいるものと考えております。

次に、公立昭和病院企業団の構成市であることと理由と目的についてであります。理由につきましては、一つの自治体では担い切れない公立病院の運営という事務を、広域的に共同で効果的に処理するため、一部事務組合を構成しているものであります。目的につきましては、二次保健医療圏域を超えての広域的な連携協力により、市民の皆様の高度専門医療の提供対策を確保することであるとと考えております。

次に、負担金の効果と実績についてであります。効果につきましては、高度専門医療、救急医療などの不採算医療の安定的な提供が実現できるものと考えております。実績といたしましては、地域のかかりつけ医との密接な連携を図る地域医療支援病院や、がん診療連携拠点病院、地域周産期母子医療センター等の指定を受け、高度専門医療や不採算医療などを担っております。

次に、企業団からの脱退についてであります。平成26年8月に公立昭和病院は地方公営企業法の全部適用による企業団へと経営形態を移行し、さらなる経営の効率化が図られるものと考えておりますことから、現在のところ企業団から脱退するという考え方はありません。

次に、大規模災害時の火災発生を想定したいつき避難のあり方についてであります。東大和市地域防災計画では、首都直下地震等による東京の被害想定のうち、東大和市への被害が大きいと考えられる多摩直下地震では、建物被害が774棟、出火被害として焼失棟数が2,404棟、うち倒壊建物が85棟としております。また人的被害として、避難所生活者を1万5,301人と想定しております。市では、このような想定に対し、住宅からの避難者の3割減を目標として、出火防止策や初期消火体制の充実、建物の耐震化等を進めております。火災発生時にいつき避難する場所については、公園や学校等を想定しております。市民の皆様には、どこに避難するのかを確認していただくとすることが重要であると認識しております。

次に、防災公園の整備についてであります。現在、東大和市地域防災計画におきまして、上仲原公園を広域避難場所と指定し、大規模災害時に発生する延焼火災や、その他の危険から避難者を保護するための重要な拠点と位置づけております。防災公園につきましては、法的な規定はございませんが、東京都の防災公園の整備方針によりますと、防災公園の役割は大きく2つあります。1つは、安全で避難生活が確保される場所としての役割であります。もう一つは、防災関係機関による物資の搬入やけが人の応急対応等を救護、復旧活動の拠点としての役割であります。現状の公園を防災公園として位置づけるためには、防災機能を備えるための大幅な環境整備等が必要になることから、引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、公園のバリアフリー化、各種防災資機材の整備についてであります。公園のバリアフリー化につきましては、特色ある公園や公園施設等の長寿命化に伴う整備などの機会においては検討してまいりたいと考えております。各種防災資機材の整備については、いつき避難場所を中心に行ってまいりました。現在、いつき避難場所で防災倉庫が未設置である小学校への整備を検討しているところであります。また首都直下地震等による被害想定では、東大和市における避難所生活者が大幅に増加するため、現在備蓄食料等の増量を進めているところであります。

次に、防災ブックの周知と活用についてであります。防災ブックは平成27年9月に東京都が作成、配布したものであります。これは首都直下地震や台風などの自然災害に加え、テロや大規模事故、感染症拡大などの災害への事前の備えとして、災害が発生したときにはどう行動したらよいのか、各家庭における防災の指針となるようにまとめたものであります。市では、現在配布しております東大和市防災マップや防災地区カルテとあわせ、防災ブックの周知に努め、防災モデル地区事業や研修会等で活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、高齢者運転免許証返納制度の推進とちよこバス利用券の配布についてであります。市内におけます交通事故件数は全国と同様に年々減少傾向にある一方、65歳以上の高齢者の方の事故の割合は少しずつ増加している傾向にあります。そのような状況から、市では高齢者の方が関連する交通事故の低減のため、市報や市のホームページで運転免許証の自主返納を促すとともに、窓口において当制度のパンフレットを配布するなど、情報提供に努めているところであります。また運転免許証の自主返納者へのちよこバス利用券の配布につきましては、運賃を御負担いただいている他の高齢者の方との公平性や、ちよこバスを利用しない方へも配布することとなるなど、制度上の課題がございますことから、現段階では実施は困難と考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○18番(中間建二君) それでは、再質問をさせていただきます。

まず小平市中島町への配慮、貢献ということで、3市共同資源化事業にかかわる進捗状況に合わせてお尋ねをしております。3市共同資源化事業そのものは、そもそもこの焼却炉の更新時期、耐用年数等を踏まえて、この焼却炉の更新をどうするのかというのが一番大きな課題であったことは間違いないかと思います。ようやく中島町での更新の方針が示され、合意がなされたという情報提供があったわけでありますけれども、この焼却炉の稼働場所が半世紀の長きにわたって中島町で行われてきたこと、またさらに同じ場所で更新をすることになるということについて、当市はどのように受けとめておられますでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) ただいま議員からお話がありましたように、もう既に50年という長きにわたって、現在の焼却施設のところで私ども東大和市の廃棄物を処理をいただいているということで、中島町の方々には大変お世話になっているというふうには思っているところでございます。そういったことで、今後焼却施設の建て替えにおきましても、過日、情報提供はさせていただきましたけれども、今後の焼却施設のあり方についての合意の中にも記載がありますとおり、焼却施設の規模につきましては、極力縮小に努め、そういったことの協力をしていきたいというふうには考えているところでございます。

以上です。

○18番(中間建二君) 当市においては、この3市の中で既に先行して有料袋による収集等を行いまして、ごみの減量化については、私は3市の中でも最も市民の皆様にも御理解、御協力をいただき、市としてでき得る限りの減量施策に取り組んでいるかと思っておりますが、その上でさらなる減量施策、当市においてはどのようなことができるんでありましようか。

○ごみ対策課長(松本幹男君) さらなる減量化ということでございますが、昨年実施いたしました家庭廃棄物の有料化によりまして、組織市、3市の中では、今議員からお話がありましたように、東大和市の廃棄物量というのはかなり減っているというところではございます。ただ、最終処分という観点から見た場合に、二ツ塚処分場への搬入配分量、こちらのほうをもう少し抑えていかなければならないという点がございますので、ここでいろいろ周知等をさせていただいてるわけでございますが、極力可燃ごみの減量化を初めとしたような普及啓発活動、こちらのほうをもう少し力を入れて減らしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○18番(中間建二君) そのごみの収集有料化以上に、この減量化施策、現実的には難しいかと思うんですけども、その趣旨についての減量化を進めることの意義、目的について周知をしていくということでの今の答弁でよろしいのでしょうか、もう一度お願いいたします。

○環境部長(田口茂夫君) 今課長からお話がありましたとおり、特に可燃物に関しましての組成的なものにつきましても、紙類ですとか、そういったものが多く含まれているということもございます。そのようなことも含めまして、ある事業者の御協力をいただきまして、ここでごみ対策課のほうで配布をさせていただきました。よろすけだよりと一緒に、袋の配布等もここでさせていただいております。そういったところを捉えまして、より一層、可燃物の減量、またその中からの紙類ですとか布類、そのようなものを資源化のほうに結びつけていただくような形で、私どもとしても市民の協力を得ながら進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○18番(中間建二君) この半世紀の長きにわたって、中島町で処理をされてきた。中島町は当然小平市の土

地でありますけれども、また我が市にとっては、もう我が市の目と鼻の先、ほぼ東大和市と一体的な場所であるといってもいい場所であるかと思えます。中島町にこの間、50年、東大和市のごみを受け入れていただき、それで同じ場所で更新をしていくということは、これから50年なのかわかりませんが、さらに長期的に特定の地域に負担をかける。それは中島町だけではなく、当市の南部、隣接している桜が丘地域の負担にもなるわけですから、このごみの減量化ということについて、これまでの50年、中島町に御負担をお願いしてきた、当市の南部地域に御負担をお願いしてきたということに鑑みますと、これから継続してさらに50年、長期的な運営を行っていくということを考えれば、当然東大和市としてもでき得る限りの地域への配慮、貢献、それはごみの減量化、処分するごみの量を減らしていくということはもちろん、そう一番それが重要だとは思いますが、そのことも含めて東大和市として中島町への配慮、貢献ということをどういうふうこれから進めていくというお考えを持っていられるのか、もう一度伺いたいと思えます。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 現実ここで基本合意をしたわけですが、やはり新たな場所へ焼却施設を求めていくということ自体が、かなり大変、事業としてボリュームが厚くなるというのがございます。したがって、現状におきましては、新たな地を求めていくというのが、この3市の枠の中でしか、まずは考えられないという点がございまして、そういった点ではまず今回の施設、焼却施設の更新を行っていくという点においては、まずは小平市中島町で引き続きお願いをするという形になっておりますので、少なくとも現段階、東大和市としてできることは、ごみの量を減らす。そのごみの量を減らしていくということは、やはり搬入道路を通過する交通の通過車両を減らしていく、そういったところでまずは現実的に組織市として協力することに、まずは努めていくということにあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○18番（中間建二君） 今ちょっと御答弁もありましたけども、そもそもこの中島町以外で焼却炉の更新場所というのは、組合3市の中で検討はされたんでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 他の場所での検討ということでは、具体的な候補地を挙げた中での比較検討という点では実施はしてないところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） そうすると、結果的には、私もさまざまな焼却施設の新しく稼働したような場所の視察にも行かせていただきましたけれども、なかなか焼却炉の建て替え、更新といった場合には、さまざまな検討はなされたけれども、結果としてもとの場所に返ってくるというのが多い事例だというふうに認識をしております。今当市においても、また3市においても、組合においても、中島町以外の場所は検討されなかったということでもございましたけれども、それは検討するまでもなくそうせざるを得ないという根本的な考え方もあったんじゃないかと思えます。また一方で、ここで中島町への配慮、貢献ということで一番初めに伺っているのは、やはり東大和市としても、あの場所で更新をしていくということが、やはり当たり前だという感覚にはなっていないかと。これはそういう感覚になってしまうと、結局は小平市が一方的に焼却炉の更新を押しつけられている、受け入れていう発想になってしまうので、やはり私も東大和市としては、同じ場所で半世紀以上、更新、稼働がなされ、またこの後も更新をしていくということに対しては、やはり東大和市の中に現実的には焼却炉がない以上、この中島町への配慮、貢献、これは広く東大和市民も理解をし、またそのために減量していかなければいけない、ごみを減らすことで中島町への焼却の更新の負担を減らしていかなければいけない、こういう考え方については東大和市として、また市民に広く認識をしていただかなければいけな

いと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 焼却炉につきまして、当市の市内の中で新たな場所を求めるということに関しましては、この大変小さな市の中に、都市化が進んだ市の中につくるという場所の選定も含めて、私どもとしては場所はないというふうには認識をしております。そのようなことから、現在におきましては小平市、武蔵村山市、東大和市ということで、3市で共同して現在の小平市中島町の焼却炉、こちらのほうを活用して処理をさせていただいているというふうな考え方でございます。そのようなことから、当然市民の皆様におかれましても、そういったところを御認識をいただくということとともに、3市にも先んじて昨年10月から有料化を実施をさせていただきまして、市民の皆様の御協力を得、また負担を強いるような形にはなってございますが、より減量をしていくということで、私どもとしてもごみの減量化に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○18番（中間建二君） そのごみの減量化施策そのものが、当然市のいわゆるごみ処理にかかる財政負担の減少化にもつながり、またごみの減量されることは、市として新たな行政需要に対応ができる余力といえますか、そういうものが出てくる。ごみの減量化を進めることは、結果的に市民サービスの充実につながるがゆえに、市民の皆様が御負担をいただいても、今有料化施策を進めてるわけですが、一方で今御答弁いただいたように、中島町での焼却炉の更新ということも見据えて、東大和市では他市に先んじてごみの減量化施策を既に進めているということ、私はそれは評価できることでありますし、中島町や、また小平市にも東大和市のその努力というものについては、適正に私は評価をしていただきたいと思いますと考えております。

一方で、この次の②のところに行きますけれども、そういう中でこの3市共同資源化事業を進めるに当たって、この焼却炉をできるだけ小さくしたい、中島町への負担を小さくしたいがゆえに、東大和市に3市共同資源物処理施設が必要だと、リサイクルセンターが必要だと、こういう理屈に基づいて3市共同資源化事業というものが進められているわけですが、ここが公設で東大和市の土地にリサイクルセンターをつくらなければ、ごみの減量化が図れないのか。これは全くそうではない、あえて公設で施設をつくる必要性については、全く私はないと考えております。当市は既に容器包装プラスチックの処理、民間委託によって処理をしております。わざわざ公設でプラスチック処理施設を建設する必要は全くないはずでありますけれども、なぜ公設の施設を建設する必要があると考えておりますでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 廃棄物を減らしていくという施策については、いろいろあるかと思っております。ただ、ここへきまして、検討しているこの事業につきましては、あくまでも今までは可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの3点について、一部事務組合という形で取り組んできたものでございますが、今後は焼却炉の更新を見据えた中でということで、新たに3市共同資源化事業ということでの資源物も含めた検討がなされる形になりましたので、新たなこの事業に取り組むという上では、まずは原点に立ち返った中で、新たな事業の中で廃棄物の処理責任が自治体に、まずはあるんだというその出発点から、この事業については取り組んでいるところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） 原則はわかるんですけども、一方で当市は既に民間委託を活用している、武蔵村山市も同様な状況であります。ごみの減量化、いわゆる焼却炉に持ち込むごみを減量していく、分別を図る、資源化を進めるというその考え方は当然必要であろうかと思っておりますけれども、一方で減量化を図る上で必ずしも公設の施設がなければ減量化ができないということではないことは明白だと思うんですけども、この点について再

度、伺いたいと思います。

○環境部長（田口茂夫君） 施設があるから減量ができるというふうなことではなくて、基本的には減量というのは、その前段階でどのような形で処理をするかというところに基本的にはかかってくるのかなど。当市におきましては、容器包装プラスチックにおきましても、昨年の10月から有料化という形で、一つの減量の施策として取り組みをさせていただいております。しかしながら、この処理を安定的にやはり処理する形のものに関しまして、3市でいろいろ、るる長きにわたって話し合いをする結果の中で、こういう現在の状況になってきているというふうに考えているところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） ですから、公設の施設がなくても減量化はできるという認識でよろしいでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 施設が公設だから減量化できる、施設が民間だから減量化できるという減量に関するものに関しては、そのように考えております。

以上です。

○18番（中間建二君） 私も全く同様でございます。

このごみの減量化は、その焼却炉の更新という今回大きな課題がありますので、中島町への配慮、焼却炉をできるだけ小さくする、そのことによって当然建設コストも安くなるわけですから、当然望ましいことでありますけれども、一方でこのリサイクル、3市共同資源物処理施設については、これを公設でつくってしまえば、これからさらに減量化施策を進めようという中で、減量化のその恩恵といえますか、本来、民間委託を活用していれば減らした分の財源効果は直接単年度ごとに得られるかと思うんですけれども、この公設で安定的に10年か20年かわかりませんが、多額のお金を投資をして施設を建設してしまえば、その間のこれからさらに容器包装プラスチックについても、ペットボトルについても減量化を進めていく上で、結果的には長期間にわたって恒常的な財政負担ということになってしまう。そういう意味で、このごみの減量効果を得にくい、矛盾した政策ではないかと考えておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 御質疑のありましたように、施設を一旦建設をいたしますと、一定の維持管理経費は必要となるということは事実でございます。しかしながら、市長から御答弁がありましたように、法的にも廃棄物の処理につきましては自治体でございます。また特に容器包装プラスチックに関しましては、これまでの市場における製品や商品の販売状況などを見ましても、なかなか減量につながる状況ではないというふうに考えてございます。このようなことからいたしましても、特に安定的に処理をするという形に関しましても一定規模の施設は必要であると、このように考えております。

以上です。

○18番（中間建二君） この公設によって、ごみの減量化が図られるわけではないということは、先ほど御確認をいただきましたけれども、一方で民間で処理できているものを、あえて多額の税金を投じて公設の施設をつくる、このことについてはやはりごみの減量施策をさらに進めていくという考え方のもとでは、大きな当市の――また3市にとってもこれは無駄な施設になってしまうのではないかと、このように考えております。

次の3番目でありますけれども、特に大きな問題でありますのは、先ほど市長の御答弁でありましたけれども、現在のこの3市共同資源物処理事業に果たして幾らかかるのか、どれだけの財政負担が伴うのかということが、この間、もう何年もこの議論はなされてきましたけれども、はっきり数字を答弁されない、この現状についてどういうふうに認識をしてらっしゃるのか。当然実施計画や基本計画というものがありますけれども、全く財政

規模、財政負担というものが、全く白紙なのか、何も答弁、説明ができないのか、この点について再度伺いたいと思います。

○環境部長（田口茂夫君） 私どもといたしましても、施設建設における財政負担を把握する必要もでございます。またコスト比較の必要性というものに関しましては、従前から御答弁をさせていただいておりますとおり、必要性は認識をしております。また衛生組合に対しましても、そのようなお話をさせていただいているところでございます。現在、基本構想におきましては、3市共同資源物処理施設につきましては、日量24トン、建設費に関しましては13億2,000万円というふうな数字のものは出ておりますけれども、基本構想の段階のものでございますので、今後、実施計画等におきましても、具体的な数字が今後出てくるのかなというふうには思っております。また過日、開催されました衛生組合定例会におきまして、建設費などにつきましては今後策定する実施計画において示していくと。またコスト比較については、大事なことであると考えており、ある程度の条件が整えば示していきたいというふうな御答弁もあったやに記憶をしております。このことから、今後コスト比較等は行われ、必要な情報提供はされるものと考えております。引き続き市といたしましても要望してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○18番（中間建二君） 今回のこのコストなんですけれどもね、当市の市議会の中では、コスト比較の検討は必要だということを、これまで何度も御答弁をいただきました。しかし、組合議会の中では、いまだにコスト比較については明らかにならない。そして当市議会の中でも、現状の処理と、また公設で行った場合とどれぐらい差が出るのか。また、そもそも3市共同資源物処理施設という施設の更新、また資源物処理施設の新設というものに対して、どれだけの公費が使われるのか。これが結局のところ、全く明らかにならないまま、今日の施設建設の計画だけが前に進められている。こういう中では、結果として地域住民はもちろん、3市の市民にとっても、これは大きな市の財政負担になるわけですから、本当にそれだけのお金を投じてつくる必要があるのかどうか、全くこれ判断基準がないまま今日に至っている。これは東大和市だけの責任では当然ないわけですがけれども、しかし東大和市においてはコスト比較は必要だ、それはやっていく、明らかにしていくということを何度も何度も御答弁いただいているわけですから、いずれにしてもいまだにそれが明らかになっていないこの現状について、どういうふうに認識をしていらっしゃいますでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 今議員のおっしゃるとおり、コスト比較というものの自体は、私どもも明示をされておりませんし、今現在、お話のできる状況にないということでございます。これにつきましては、引き続き組合議会でも先ほどお話をさせていただきましたように、そういった答弁もされているということでございますので、今後そういった形、どういうふうな形になるかわかりませんが、今後、明示されていくというふうには考えております。

以上です。

---

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時49分 延会